

直轄国道の維持管理等に関する行政評価・監視

結 果 報 告 書

平 成 24 年 9 月

総務省九州管区行政評価局

目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視の結果	2
1	直轄国道の的確な維持管理及び利用者の安全確保	2
(1)	直轄国道の的確な維持管理	2
(2)	歩道・車道、交通安全施設等に係る利用者の安全確保	24
(3)	道路標識に係る利用者の安全確保等	34
2	不法占用対策の推進	46
(1)	不法占用物件の的確な把握・指導記録の整理	46
(2)	不法占用物件の効果的な指導	64

図表等目次

1 直轄国道の的確な維持管理

(1) 直轄国道の的確な維持管理

表1-(1)-①	道路法関係法令	8
表1-(1)-②	歩行調査の実施状況	13
表1-(1)-③	国道事務所等における国道の維持管理に係る予算額等の推移 (平成19年度～23年度)	14
表1-(1)-④	組織関係法令	15
表1-(1)-⑤	道路維持管理計画の概要	17
表1-(1)-⑥	国有財産関係法令	18
表1-(1)-⑦	特記仕様書及び道路巡回業務実施計画書	19
表1-(1)-⑧	道路巡回により把握した事例の内容別件数	21
表1-(1)-⑨	維持出張所における道路巡回の実施状況	21
表1-(1)-⑩	事例表(区画線)	22
表1-(1)-⑪	直轄国道の維持管理に関する身体障害者団体の意見・要望	23

(2) 歩道・車道、交通安全施設等に係る利用者の安全確保

表1-(2)-①	当局の歩行調査結果(歩道)	29
表1-(2)-②	当局の歩行調査結果(車道)	29
表1-(2)-③	当局の歩行調査結果(横断歩道橋等)	30
表1-(2)-④	当局の歩行調査結果(防護柵)	30
表1-(2)-⑤	当局の歩行調査結果(視線誘導標)	31
表1-(2)-⑥	通学路に係る要補修把握事例数(歩道、横断歩道橋及び防護柵)	31
表1-(2)-⑦	当局の歩行調査結果(トンネル)	32
表1-(2)-⑧	当局の歩行調査結果(駐車場等)	32
表1-(2)-⑨	維持出張所における歩道・車道、交通安全施設等の把握状況	33

(3) 道路標識に係る利用者の安全確保等

表1-(3)-①	「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年 理府、建設省令第3号)(抜粋)	39
表1-(3)-②	道路標識設置基準(昭和61年11月1日付け建設省都市局長 道路局長通知)(抜粋)	39
表1-(3)-③	当局の歩行調査結果(案内標識及び警戒標識)	40
表1-(3)-④	維持出張所における道路標識に係る事例の把握状況	41
表1-(3)-⑤	道路巡回により把握した事例の内容別件数(維持出張所別)	42
表1-(3)-⑥	維持出張所における案内標識の表示内容の見直し状況(平成22 年度～23年度)	43

表 1 - (3) - ⑦ 道路巡回実施計画書における道路標識に係る点検項目等の記載 状況	44
表 1 - (3) - ⑧ 九州ブロック道路標識適正化委員会の地域部会の開催状況（平成 21 年度～23 年度）	45

2 不法占用対策の推進

(1) 不法占用物件の的確な把握・指導記録の整理

表 2 - (1) - ① 不法占用是正対策に係る九州地方整備局の通知	50
表 2 - (1) - ② 道路占用適正化促進事業実施要領（平成 20 年 3 月 28 日付け国道利第 32 号国土交通省道路局路政課長通達）（抜粋）	53
表 2 - (1) - ③ 適正化事業及び職員による把握の対象物件	54
表 2 - (1) - ④ 適正化事業の実施状況（国道事務所等）	55
表 2 - (1) - ⑤ 不法占用物件の件数（国道事務所等）	57
表 2 - (1) - ⑥ 管轄維持出張所が把握していなかった歩道上の不法占用物件	58
表 2 - (1) - ⑦ 適正化事業で把握した不法占用物件に対する職員による指導・ 文書による指導の実施状況	59
表 2 - (1) - ⑧ 不法占用物件台帳に指導内容等が未記入となっていた例	61
表 2 - (1) - ⑨ 「個別説明書を配付」を誤って「警告書を配付」と不法占用物件台帳に記載されていた例	61
表 2 - (1) - ⑩ 維持出張所における「職員による現地指導」の記録整備状況	62
表 2 - (1) - ⑪ 「職員による現地指導」を行ったが未是正であった物件に対するその後の措置状況が不明となっている例	63
表 2 - (1) - ⑫ 大半の「職員による現地指導」に係る不法占用状況、指導経過等の指導記録が整備されていない例	63

(2) 不法占用物件の効果的な指導

表 2 - (2) - ① 九州地方整備局不法占用物件調査等業務委託事務処理要領（平成 13 年 10 月 10 日付け国九整道政第 172 号）（抜粋）	67
表 2 - (2) - ② 当初把握から 5 年以上経過している不法占用物件数	68
表 2 - (2) - ③ 不法占用の長期化物件に対して職員による指導の記録がなく、 数年間隔で業者による個別説明を繰り返し行っている例	69
表 2 - (2) - ④ 不法占用の長期化物件に対して職員同行による個別説明等がほとんど行われておらず個別説明等の回数も低調な例	69
表 2 - (2) - ⑤ 維持出張所における「職員による現地指導」の実施状況	70
表 2 - (2) - ⑥ 「職員による現地指導」の実施件数が 3 年間一度も標準回数を満たしていない例	72
表 2 - (2) - ⑦ 職員による現地指導の内容が、所有権放棄されたと認められる物件（放置自転車・バイク）の撤去が中心となっている例	72
表 2 - (2) - ⑧ 警察との合同パトロールの実施例	73

3 指摘事例（別冊）

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

国道は、全国的な幹線道路網を構成し、経済・産業活動や社会を支える基盤設備であり、九州地方整備局が管理する直轄国道(一般国道のうち指定区間)は約2,156 kmとなっている。

道路管理者は、道路法(昭和27年法律第180号)第42条に基づき、道路を常時良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないとされている。

また、同法第45条に基づき道路交通の安全と円滑を確保するため必要な場所への設置が義務付けられている道路標識については、「道路標識設置基準」(昭和61年11月1日都街発第32号、道企発第50号)においてその効用が損なわれないよう維持管理を十分に行い、常に良好な状態に保たれるよう配慮するとともに、異常を認めた場合は速やかに補修しなければならないとされている。

さらに近年、国道の維持管理に係る予算が減少する中で効率的・効果的な維持管理が求められており、平成22年度には新たに全国共通の「維持管理基準」が設定されている。

一方、当局管内においては、国道に穴が開いている箇所があり事故につながるおそれがある、歩道と車道を分離する縁石に反射板等が未設置であるため危険である、案内標識が分かりにくい等国道の維持管理に係る行政相談が寄せられている。

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、国道のより一層の安全性を確保する観点から、その維持管理等の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

2 調査対象

(1) 調査対象機関

九州地方整備局、国道事務所、河川国道事務所

(2) 関連調査等対象機関

関係団体等

3 担当部局

九州管区行政評価局、佐賀行政評価事務所、長崎行政評価事務所、大分行政評価事務所及び宮崎行政評価事務所

4 実施時期

平成24年5月～9月

【制度の概要等】

ア 九州地方整備局における直轄国道の維持管理体制等

道路法第 13 条において、直轄国道の維持、修繕その他の管理等については、国土交通大臣が行うことと規定されている。

国土交通大臣の権限は、道路法第 97 条の 2 において、政令で定めるところにより、その一部を地方整備局長に委任することができることとされており、道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 39 条では、道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長に委任するとされている。なお、同施行令により委任を受けた九州地方整備局では道路部が直轄国道の維持管理に関する事務（地方整備局組織規則（平成 13 年省令第 21 号）第 9 条）を所掌している。

また、地方整備局では、国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号）第 32 条に基づきその所掌事務の一部を分掌させるため国道事務所及び河川国道事務所^(注)を置くことができるとされている。当該事務所の事務については、地方整備局組織規則第 140 条により、管轄区域（直轄国道の路線番号）及び所掌事務（改築及び修繕工事、維持その他の管理）が規定されている。

なお、国道事務所及び河川国道事務所が管轄する直轄国道の管理・維持及び修繕については、同事務所に設置された維持出張所が担当している。

（注）河川国道事務所の中には直轄国道の維持管理を所掌しない事務所がある。

表 1—(1)—④

直轄国道の維持管理について九州地方整備局では、国土交通省本省が示した全国基準「国が管理する一般国道及び高速自動車国道の維持管理基準（案）」（以下「維持管理基準」という。）に基づき、道路巡回、清掃、除草等の実施回数等を規定した「道路維持管理計画」を平成 22 年度以降は毎年度策定し、国道事務所及び河川国道事務所に提示^(注)している。

（注）九州地方整備局では、道路巡回の内容を定めた「道路巡回工特記仕様書（案）」についても直轄国道の維持管理を担当する国道事務所及び河川国道事務所に示している。

表 1—(1)—⑤

イ 道路台帳等の管理

国の負担において国有となった財産等（不動産、不動産の従物等）については国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 32 条の規定に基づき、国有財産台帳を備えなければならないとされている。一方、直轄国道については同法第 38 条及び国有財産法施行令（昭和 23 年政令第 246 号）第 22 条の 2 においてその適用が除外（国有財産台帳の備付義務の対象外）されている。これは、道路法第 28 条において、道路管理者は、その管理する道路^(注 1)の台帳を調製^(注 2)し、保管しなければならないとされており、当該規定が適用されるためである。

（注） 1 道路は道路法第 2 条において、一般交通の用に供する道で、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとすると規定されている。また、道路附属物については、同法第 2 条及び道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 34 条の 3 において、防護柵、駒止、道路標識、道路情報管理施設、視線誘導標等が規定されている。また、これらの中には、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 31 条に規定される交通安全施設もあり、

表 1—(1)—⑥

交通安全施設は、交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、さく、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設（駒止、道路標識、道路情報管理施設、他の車両又は歩行者を確認する鏡）を設けるものとする」とされている。

- 2 防護柵については「防護柵の設置基準」において、「設置区間、種別、設置年月等、必要事項を台帳などに記録しておくものとする」と、道路標識については「道路標識設置基準」において、「維持管理を合理的かつ迅速に行うために道路標識調書を整備し、必要な事項を記載することが望ましい」と規定されている。

【調査結果】

今回、九州地方整備局管内の福岡国道事務所、北九州国道事務所、佐賀国道事務所、長崎河川国道事務所、熊本河川国道事務所、大分河川国道事務所、宮崎河川国道事務所（以下「国道事務所等」という。）及び当該国道事務所等に設置されている福岡維持出張所、八幡維持出張所、鳥栖維持出張所、大村維持出張所、熊本維持出張所、大分維持出張所及び宮崎維持出張所（以下「維持出張所」という。）における道路巡回の実施状況及び道路台帳等の管理状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 道路巡回の実施状況

国道事務所等は、管内の直轄国道の道路巡回に係る業務を職員及び外部委託により行っている。

外部委託については、国道事務所等が策定した道路維持補修工事特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に基づき、当該業務を受託した業者において、道路巡回に従事する職員の氏名・年齢・経歴、道路巡回の場所・期日・担当者の配置計画等を定めた「道路巡回実施計画書」を作成し、年度当初に維持出張所に提出している。

なお、当該計画書には道路巡回の目的、実施区間、業務数量、実施体制、巡回の方法等が記載されている。また、道路巡回については、「特記仕様書に基づき実施する」とされている。

道路巡回の方法について、維持管理基準では、「パトロールカーの車内より、道路の異常、道路の利用状況等を目視で確認するため、原則として二日に1回の頻度で実施するものとする。」と記載されている。また、特記仕様書において、必要に応じ徒歩による道路巡回を実施するものとなっている。

今回、当局が維持出張所における道路巡回の実施状況を把握するため、維持出張所のパトロール日誌（6出張所については平成24年4月分、1出張所については23年6月分）を調査した結果、以下の状況がみられた。

外部委託による道路巡回は、道路巡回員と巡回運行員（運転手）の二人体制で原則二日に1回（月、水、金及び土曜日）実施しているが、このうち、1回又は2回については道路巡回員に代わって維持出張所の職員が実施している。

上記の期間において道路巡回により、維持出張所において把握した事例は1,879件となっており、その内容をみると、「落下物や動物の死骸等に関するも

表1—(1)—⑦

表1—(1)—⑧

表1—(1)—⑨

の」が1,345件と全体の71.6%を占めている。落下物以外の事例については、車道（ポットホール等）が218件（11.6%）、交通安全施設（防護柵の破損等）が147件（7.8%）、歩道（視覚障害者誘導用ブロックの破損等）は62件（3.3%）となっている。

このため、件数の低い歩道に着目し、特記仕様書において、必要に応じ実施するものとされている徒歩巡回について、維持出張所に委託業者から提出された道路巡回実施計画書^(注)における業務内容を調査したところ、i) 1出張所が1日2km程度、ii) 2出張所が1日1km程度等、iii) 1出張所が必要に応じて徒歩巡回を行うこととしているが、他の3出張所では徒歩巡回は記載されていない。

さらに、維持出張所における徒歩巡回について、その実施状況を調査したところ、道路巡回時において徒歩巡回を全て実施していたのは1出張所（道路巡回17回のうち徒歩巡回17回）、また、80%を超えているものが2出張所、残りの4出張所については道路巡回の50%前後の実施となっている等、徒歩巡回の実施回数に差異がみられた。

(注)業務実施計画書の中には、「原則として歩道上を巡回する」としているものがある。

このことは、特記仕様書における道路巡回の方法において、巡回の実施について、「パトロールカーに乗車し、車内からの目視により道路巡回を行うものとする。必要に応じ、徒歩による道路巡回を実施するものとする。」とされており、歩道についてはその利用者（特に交通弱者）の視点による巡回の方法が講ずることとされていないことが要因の一つと考えられる。

なお、当局の調査結果では、道路巡回は車道を中心に行われている実態がみられた。

一方、今回当局が、国道事務所等が管理する直轄国道の管理延長の約3分の1に当たる約650kmについて、歩行調査を実施したところ、後述する(2)及び(3)のとおり、歩道（視覚障害者誘導用ブロックを含む。）や交通安全施設である横断歩道橋、防護柵、道路標識等に係る維持管理が不十分であるものが合計で451件みられた。また、車道についてもその維持管理が不十分であるものが27件みられたほか、区画線が薄くなり、見えなくなっているものなど道路利用者の安全確保が十分とはいえないものがみられた。

そこで上記で発見した事例についてその一部を抽出し、国道事務所等の把握状況を検証したところ、未把握事例は70%を超えている。

これらの原因として、現在の道路巡回の方法は、業務打合せ時に点検項目等の巡回方法について協議しているものの、業者等の経験等に依存しており、i) 歩行者、特に身体障害者、高齢者の視点に立った点検が十分に行われていないこと、ii) 道路巡回における歩道の具体的な点検項目やそのチェック方法が明確になっていないことが考えられる。

なお、上記未把握事例については、そのうち60.3%は既に国道事務所等において改善措置を実施済みである。

表1—(1)—⑩

イ 交通安全施設等の管理状況

今回調査した国道事務所等では、直轄国道に設置している横断歩道橋、防護柵、照明施設、道路標識、視線誘導標といった交通安全施設等に係る位置、諸元等の情報（以下「交通安全施設等データ」という。）については、道路管理データベースシステム^(注)を利用して、維持管理に活用しているとしている。

(注) 直轄国道の維持管理(施設の抽出、点検・補修状況など施設の実態把握)の効率化を図るため、交通安全施設等のデータを蓄積し、活用している。

そこで、当局が交通安全施設等データの登録状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。

① 国道事務所等では、交通安全施設等データについては道路管理データベースシステムを利用し、当該データを登録・蓄積しているが、視線誘導標及び駒止（車止め）は、その一部をシステムに登録していない。

② 国道事務所等における交通安全施設等データの更新状況等を調査したところ、補修や改良工事が必要な道路や各施設について、補修履歴の確認や基礎データの収集等に活用しているが、平成19年度から22年度の4か年については当該データの更新がなされていないため、最新のデータを適時に活用できない状況がみられた。

また、最新の交通安全施設等データが登録されていないことから、一部を工事成果(竣工図等)と当該システムを併せて活用することで最新データとして利活用している部分が見受けられる^(注)。

このため、今後の直轄国道の的確な維持管理を行うに際し、交通安全施設等データの更新を適時・適切に行うことが重要であると考えられる。

(注) 九州地方整備局では、(財)道路保全技術センターが著作権を保有していたこと、道路関係業務の執行のあり方改革本部での決定事項等を踏まえてデータ更新を一時期控えていたが、平成23年3月に著作権の寄付を受け、以降は、データ更新を計画的に進めるとしている。

ウ 直轄国道の維持管理に関する身体障害者団体の意見・要望

当局が身体障害者団体から直轄国道の維持管理に関する意見等を聴取したところ、「視覚障害者誘導用ブロックが途中で途切れると方向が分からなくなり、困る。」、「当該ブロックがはがれていると白杖がひっかかるので危ない。」といった個別の維持管理に関する意見や、「直轄国道については国の担当者との直接の意見交換の場が無いため、共に考える仕組みを検討していただきたい。」などの要望があった。

身体障害者や高齢者等のいわゆる交通弱者については、例えば点字ブロックの途切れなどであっても、一般の歩道利用者に比べ大きな障害となっており、その維持管理について、障害者の意見等を反映させることが重要であると考えられる。

表1—(1)—⑩

【所見】

したがって、九州地方整備局は、直轄国道の的確な維持管理を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 身体障害者、高齢者といった交通弱者である道路利用者の安全性を高めるため、歩道、交通安全施設等について重点的な点検及び徒歩巡回による点検を的確に実施すること。

また、特記仕様書に重点的な点検等について明記すること。

- ② 交通安全施設等の的確な維持管理を行うため、交通安全施設等に係る未登録データについて、速やかに最新のデータに更新すること。
- ③ 身体障害者団体等に対して、直轄国道の維持管理等に関する意見交換等の場を設定し、その結果を維持管理に反映させること。

道 路 関 係 法 令

○道路法（昭和 27 年法律第 180 号）（抜粋）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

一 道路上のさく又は駒止

二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの

三 道路標識、道路元標又は里程標

四 道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。）

五 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場

六 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

七 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第一項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝

八 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの

3 ～ 5 （略）

（道路の種類）

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

一 高速自動車国道

二 一般国道

三 都道府県道

四 市町村道

（国道の維持、修繕その他の管理）

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、

その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

(道路台帳)

第二十八条 道路管理者は、その管理する道路の台帳（以下本条において「道路台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

- 2 道路台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
- 3 道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 - 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 - 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
 - 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 - 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
 - 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
- 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
 - 二 道路の占用の期間
 - 三 道路の占用の場所
 - 四 工作物、物件又は施設の構造
 - 五 工事実施の方法
 - 六 工事の時期
 - 七 道路の復旧方法
- 3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
- 4・5 (略)

(道路の維持又は修繕)

第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

- 2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

(道路標識等の設置)

第四十五条 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。

- 2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。
- 3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- 三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認を受けた者

(権限の委任)

第九十七条の二 この法律及びこの法律に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。ただし、第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定については、この限りでない。

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十二条第一項又は第九十一条第二項において準用する第三十二条第一項の規定に違反して道路又は道路予定区域を占用した者
- 二 第三十七条第一項又は第九十一条第二項において準用する第三十七条第一項の規定による禁止又は制限に違反して道路又は道路予定区域を占用した者
- 三 第四十三条（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 四 正当の事由がなく第六十八条第一項の規定による土地の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用、収用若しくは処分を拒み、又は妨げた者

○道路法施行令（昭和27年政令第479号）（抜粋）

(交通安全施設)

第三十一条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、さく、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

(道路の附属物)

第三十四条の三 法第二条第二項第八号 の政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。

- 一 道路の防雪又は防砂のための施設
- 二 ベンチ又はその上屋で道路管理者又は法第十七条第四項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村が設けるもの
- 三 車両の運転者の視線を誘導するための施設
- 四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡
- 五 地点標
- 六 道路の交通又は利用に係る料金の徴収施設

(権限の委任)

第三十九条 法及び法に基づく政令に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が指定区間内の国道の管理を行うこととする場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

○ 一般国道の指定区間を指定する政令（昭和 33 年政令第 164 号）（抜粋）

一般国道の指定区間は、北海道の区域内に存する区間並びに別表上欄に掲げる路線名の一般国道の同表下欄に掲げる区間及びこれらの区間のうちのいずれかにおいて同表の当該区間に係る項の上欄に掲げる路線名の一般国道と重複する道路の部分^{を有する一般国道}で同表上欄にその路線名が掲げられていないものの当該重複する区間とする。

別表

路線名	指定区間
一号	(略)
二号	(略)
三号	北九州市小倉北区砂津二丁目三百二十一番三から鹿児島市城山町一番の一まで

四号以下 (略)

○道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）（抜粋）

(用語の定義)

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分^{をいう。}
- 二 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分^{をいう。}

三 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。

四 車道 専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分（自転車道を除く。）をいう。

五 車線 一縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分（副道を除く。）をいう。

六～二十三 (略)

(交通安全施設)

第三十一条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、さく、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

(トンネル)

第三十四条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

○道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号）（抜粋）

(交通安全施設)

第三条 令第三十一条の国土交通省令で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

一 駒止

二 道路標識

三 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）

四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

(注) 下線は、当局が付した。

表 1 - (1) - ②

歩行調査の実施状況

(単位 : km)

路線別	区分	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	(鹿児島県)	計
国道3号	管理延長	132.9	11.5		165.4				309.8
	歩行調査	62.9	11.5		52.6				127.0
国道10号	管理延長	55.2				166.6	182.7		404.5
	歩行調査	19.3				30.0	55.5		104.8
国道34号	管理延長		76.8	57.7					134.5
	歩行調査		76.8	38.5					115.3
国道35号	管理延長		17.7	17.6					35.3
	歩行調査		17.7	10.5					28.2
国道57号	管理延長			61.2	95.7	64.2			221.1
	歩行調査			16.8	30.3	10.0			57.1
国道200号	管理延長	19.5							19.5
	歩行調査	15.6							15.6
国道201号	管理延長	73.5							73.5
	歩行調査	30.6							30.6
国道202号	管理延長	76.6	45.5						122.1
	歩行調査	31.7	45.5						77.2
国道203号	管理延長		44.2						44.2
	歩行調査		5.0						5.0
国道205号	管理延長			23.3					23.3
	歩行調査			2.4					2.4
国道208号	管理延長	45.2	5.7		39.9				90.8
	歩行調査	0.0	5.7		10.5				16.2
国道210号	管理延長	44.2				97.4			141.6
	歩行調査	0.0				14.2			14.2
国道220号	管理延長						92.6		92.6
	歩行調査						56.5		56.5
小計	管理延長 計	447.1	201.4	159.8	301.0	328.2	275.3		1712.8
	歩行調査 計	160.1	162.2	68.2	93.4	54.2	112.0		650.1
国道3号	管理延長							123.1	123.1
国道10号	"							70.7	70.7
国道220号	"							99.0	99.0
国道2号	"	0.3							0.3
国道58号	"							0.7	0.7
国道209号	"	27.0							27.0
国道224号	"							13.5	13.5
国道225号	"							52.2	52.2
国道226号	"							32.1	32.1
国道497号	"		14.8	9.4					24.2
合計	管理延長	474.4	216.2	169.2	301.0	328.2	275.3	391.3	2155.6

(注) 1 当局の調査結果による。

2 管理延長については、九州地方整備局の資料に基づき平成24年4月1日現在の数値を記載した。

表1-1(1)-③

国道事務所等における国道の維持管理に係る予算額等の推移（平成19年度～23年度）

区分	当初					補正後					精算額				
	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
福岡国道	2,118	1,957	1,761	2,297	2,602	2,418	2,361	2,413	2,882	2,758	2,413	2,335	2,409	2,841	2,791
	81.4%	75.2%	△ 161	△ 196	536	305	△ 57	52	469	△ 124	-	△ 78	74	432	△ 50
北九州国道	1,134	1,134	1,281	1,147	1,363	1,134	1,220	1,843	1,392	1,727	1,131	1,205	1,841	1,358	1,711
	83.2%	83.2%	94.0%	84.2%	△ 134	216	86	623	△ 451	335	-	74	636	△ 483	353
佐賀国道	1,204	1,164	1,124	1,075	1,621	1,284	1,304	1,718	1,115	2,232	1,197	1,449	1,718	1,114	2,221
	74.3%	71.8%	69.3%	66.3%	△ 40	546	20	414	△ 603	1,117	-	252	269	△ 604	1,107
長崎河川国道	1,131	1,180	1,159	857	1,074	1,551	1,280	1,586	942	1,202	1,497	1,265	1,585	973	1,196
	105.3%	109.9%	107.9%	79.8%	△ 302	217	△ 271	306	△ 644	260	-	△ 232	320	△ 612	223
熊本河川国道	1,668	1,750	1,685	1,684	1,616	1,868	2,240	2,798	1,849	2,164	1,865	2,218	2,793	1,862	2,170
	103.2%	108.3%	104.3%	104.2%	△ 1	△ 68	372	558	△ 949	315	-	353	575	△ 931	308
大分河川国道	2,120	2,166	2,095	1,517	1,163	2,660	2,286	2,837	1,597	2,218	2,655	2,258	2,834	1,617	2,200
	182.3%	186.2%	180.1%	130.4%	△ 354	△ 374	551	△ 1240	621	-	-	△ 397	576	△ 1217	583
佐伯河川国道	846	842	757	1,108	804	956	902	1,006	1,188	989	871	891	1,002	1,186	972
	105.2%	104.7%	94.2%	137.8%	△ 304	△ 54	104	182	△ 199	-	-	20	111	184	△ 214
宮崎河川国道	2,195	2,249	2,071	2,302	1,889	2,271	2,409	2,177	2,302	2,147	2,266	2,221	2,095	2,289	2,105
	116.2%	119.1%	109.6%	121.9%	△ 413	138	△ 232	125	△ 155	-	-	△ 45	△ 126	194	△ 184
延岡河川国道	739	779	691	748	659	911	779	691	748	735	909	769	770	749	726
	112.1%	118.2%	104.9%	113.5%	△ 88	57	△ 132	△ 88	57	△ 13	-	△ 140	1	△ 21	△ 23
合計	13,155	13,221	12,624	12,735	12,791	15,053	14,781	17,069	14,015	16,172	14,804	14,611	17,047	13,989	16,092
	102.8%	103.4%	98.7%	99.6%	△ 111	56	△ 272	2288	△ 3054	2157	-	△ 193	2436	△ 3058	2103

(単位:百万円)

(注)1 本表は、九州地方整備局資料に基づき当局が作成した。
 2 本表の上段は金額、中段は平成23年度を100とした場合の指数、下段は金額について対前年度の増減額を記載した。
 3 平成22年度の補正後予算額には予備費等を含む。

組 織 関 係 法 令

○国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号）（抜粋）

（地方整備局の事務所）

第三十二条 国土交通大臣は、地方整備局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方整備局の事務所を置くことができる。

2 地方整備局の事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、国土交通省令で定める。

○地方整備局組織規則（平成 13 年国土交通省令第 21 号）（抜粋）

（道路部の所掌事務）

第九条 道路部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路の行政監督に関すること。
- 二 沿道整備道路の指定に関すること。
- 三 直轄で事業を行う一般国道及び高速自動車国道並びに震災復旧代用法の規定に基づき直轄で事業を行う都道府県道及び市町村道（以下「直轄国道等」という。）の整備及び保全（除雪を含む。）以外の管理に関すること。
- 四 道路の整備、利用、保全その他の管理（これに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。以下「道路の整備等」という。）に係る補助金等の交付及び都府県若しくは市町村又は地方道路公社に対する貸付けに関すること。
- 五 直轄国道等に係る道路の整備及び保全（除雪を含む。）に関する計画に関すること。
- 六 共同溝の整備に関すること。
- 七 道路の整備等に要する費用に関する資料の作成に関すること。
- 八 直轄国道等に係る道路の整備等に関する長期計画に関すること。
- 九 道路に関する調査に関すること。
- 十 道路整備計画に係る報告の受理に関すること。
- 十一 直轄国道等に関する工事の実施の調整に関すること。
- 十二 直轄国道等に関する工事の実施設計、施工及び検査その他の工事管理に関すること。
- 十三 直轄国道等の保全（除雪を含む。）に関すること。
- 十四 直轄国道等に係る環境対策及び交通安全対策に関すること。
- 十五 地域道路（地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るための道路をいう。以下同じ。）の整備及び保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督に関すること。
- 十六 指定区間外の一般国道、都府県道及び市町村道の整備及び保全（除雪を含む。）に係る助成に関すること。
- 十七 指定区間外の一般国道の新設及び改築の認可に関すること。
- 十八 地方道路公社の行う業務に関すること。
- 十九 都府県道若しくは市町村道の道路管理者又は地方道路公社が行う有料道路に関する事業（指定都市高速道路に係るものを除く。以下同じ。）に関すること。
- 二十 地方公共団体等からの委託に基づき、道路の整備等（直轄国道等に係るものに限る。）に関連する建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。
- 二十一 他の道路管理者が行う工事又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）その他の法律に基づく事業の施行に伴う直轄国道等に関する工事に

関すること。

二十二 道路部所属の事業費をもってする営繕に係る工事の設計、施工及び工事管理に関すること。

2 道路部（東北地方整備局、中部地方整備局及び近畿地方整備局を除く。）は、前項各号に掲げる事務のほか、国が設置する都市公園に関する工事の計画（建政部の所掌に属するものを除く。）及び工事の実施に関する事務をつかさどる。

3 （略）

（事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務）

第百四十条 地方整備局の事務所のうち河川国道事務所等の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は別表第四のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、地方整備局長は、国土交通大臣の承認を得て、河川国道事務所等の分掌する事務で、一の河川国道事務所等をして当該河川国道事務所等の所掌事務に係る工事の施行上密接な関連のある工事で他の河川国道事務所等の所掌事務に係るものを行わせることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、地方整備局長は、国土交通大臣の承認を得て、河川国道事務所等に対して、その管轄区域及び所掌事務の定めにかかわらず、震災復旧代行法に基づく事務を分掌させることができる。

4 国土交通大臣は、第一項の規定にかかわらず、大規模な自然災害の発生により緊急に砂防工事その他の事務を行う必要があるときは、河川国道事務所等に対して、その管轄区域及び所掌事務の定めにかかわらず当該事務を行わせることができる。

5～9 （略）

（注）下線は、当局が付した。

表 1—(1)—⑤

道路維持管理計画の概要

区分	平成 22 年度	23 年度
道路巡回	<ul style="list-style-type: none"> 原則 2 日に 1 回の頻度で実施 ※ 自動車専用道路及びその他特別な事情がある一般道路の区間については、上記の基準にかかわらず、適切な頻度を設定 	同左
道路清掃	<ul style="list-style-type: none"> 路面清掃：原則年間 1 回以内（DID 内：6 回以内）で実施 側溝清掃：原則年間 1 回以内で実施 歩道清掃：落葉、降灰対策においてのみ実施 	同左
除草	<ul style="list-style-type: none"> 箇所を限定し、原則として年間 1 回以内で実施 	<p>雑草の繁茂により建築限界内に障害が発生することを防止するとともに、通行車両からの視認性を確保するため、以下の繁茂状況を目安として除草すべき箇所を限定抽出し、必要最小限の範囲で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築限界内の通行の安全確保ができない場合 運転者から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保できない場合
剪定	<p>高木・中低木：原則 3 年に 1 回実施</p> <p>寄植：原則年 1 回実施</p>	同左
舗装補修	<p>穴ぼこの補修、ひび割れへの補修材の注入、削り取り作業を実施</p> <p>※ 部分的な手当てにより対応では安全で円滑な交通が確保できない場合などは、全面的な補修を実施</p>	同左

(注) 本表は、九州地方整備局の資料に基づき、主な道路維持作業について当局が抜粋し、作成した。

国有財産関係法令

○国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）（抜粋）

（台帳）

第三十二条 衆議院、参議院、内閣（内閣府を除く。）、内閣府、各省、最高裁判所及び会計検査院（以下「各省各庁」という。）は、第三条の規定による国有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備えなければならない。ただし、部局等の長において、国有財産に関する事務の一部を分掌するときは、その部局等ごとに備え、各省各庁には、その総括簿を備えるものとする。

2 各省各庁の長又は部局等の長は、その所管に属し、又は所属に属する国有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由に基づく変動があつた場合においては、直ちに台帳に記載し、又は記録しなければならない。

（適用除外）

第三十八条 本章の規定は、公共の用に供する財産で政令で定めるものについては、適用しない。

○国有財産法施行令（昭和 23 年政令第 246 号）（抜粋）

（台帳、報告書及び計算書に関する法の規定の適用除外）

第二十二條の二 公共の用に供する財産で法第三十八条の規定により法第四章の規定を適用しないものは、次に掲げるものとする。

- 一 公共用財産のうち公園又は広場として公共の用に供し、又は供するものと決定したもの以外のもの
- 二 一般会計に属する普通財産のうち都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けたもの

（注）下線は、当局が付した。

特記仕様書及び道路巡回業務実施計画書

○ 福岡地区道路維持修繕工事特記仕様書 (道路巡回業務・抜粋)

・ 第 25 章 道路巡回業務

第 113 条 請負者は、下記のとおり道路巡回を行うものとする。

1 一般的事項

請負者は、適正な道路巡回を実施するため、関係法令並びに別途定める諸規定を厳守して厳正に実施しなければならない。

2 道路巡回員等

請負者は、道路巡回員、巡回運行員を定め、配置するものとする。

道路巡回員は、道路巡回を行うために請負者が使用している者をいう。

巡回運行員は、発注者が貸与する車両(パトロールカー)を運転し、道路(主に路面)の異状の有無を確認し必要な措置を講ずるために請負者が使用している者をいう。

(3及び4 略)

5 道路巡回の目的

道路巡回は、道路が常時良好な状態に保たれるよう、道路及び道路の利用状況を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して、適宜の措置を講ずるとともに、道路管理上に必要な情報及び資料を収集することを目的とする。

(6 略)

7 道路巡回実施計画書の作成

請負者は次の内容を記載した道路巡回実施計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

- ① 道路巡回員等従事する職員の氏名、年齢、経歴等
- ② 道路巡回の場所、期日、担当者の配置等の計画
- ③ その他確認すべき事項

8 道路巡回の実施

道路巡回は、次の各号により実施する。

- ① 道路巡回員は、原則として発注者が貸与する車両(パトロールカー)に乗車し、車内からの目視により道路巡回を行うものとする。なお、必要に応じ徒歩による道路巡回を実施するものとする。
- ② 巡回運行員は、原則として発注者が貸与する車両(パトロールカー)を運転し、道路(主に路面)の異状の有無を確認し必要な措置を講ずるものとする。

(③及び④ 略)

- ⑤ 巡回中道路等に異常を発見した場合は、速やかに監督職員に状況を報告するものとする。請負者は監督職員の指示により必要な措置を講じるものとする。
- ⑥ 帰着後は巡回の記録を整理し、監督職員に報告するものとする。
- ⑦ 道路巡回能力の向上を図るため、瑕疵事例等の知識の取得に努めるものとする。

○ 道路巡回業務実施計画書^(注)

(注) 福岡地区道路維持修繕工事を請け負った業者が作成したものである。

1 業務概要

(1)及び(2) 略

(3) 業務の目的

本業務は、道路が常時良好な状態に保たれるよう、道路(施設も含む)及び道路の利用状況を把握し、道路の異常および不法占用等に対して、適宜の借置を講ずると共に、道路管理上に必要な情報及び資料を収集することを目的として行う道路巡回の技術支援を行う。

※「本工事特記仕様書」第25章(道路巡回業務)第113条(5)に基づく

2 業務内容

(1) 略

(2) 巡回の区分

道路巡回は、通常巡回、異常時巡回に区分する。

※「本工事特記仕様書」第25章(巡回業務)第113条(9)に基づく

① 通常巡回

イ 出張所の勤務時間は下記のとおりであるため、原則として時間内に報告を行う。

出張所名：福岡国道事務所福岡維持出張所。勤務時間 9:15～18:00

(ロ 略)

ハ 徒歩巡回は、監督職員と打合せの上、通常巡回時に降車して徒歩による巡回を行う。また、1日あたり2km程度行うものとし、原則として歩道上を巡回する。

((3)～(5) 略)

(6) 巡回の方法等

巡回の方法等は、下記のとおり実施する。

(道路巡回員)

イ 巡回は、無線電話を装備したパトロール車に便乗し、車内からの目視により行う。又、必要に応じて徒歩による巡回を行う。

※「本工事特記仕様書」第25章(道路巡回業務)第113条(8)①に基づく

ロ 巡回時の服装は、端正で安全に作業するものとし腕章の着手及び委託者が発行する身分照明書を携行し、第三者から請求があったときは、これを提示する。

ハ 巡回中道路等に異常を発見した場合は、すみやかに監督職員に状況を報告する。また、緊急な借置を必要とする場合は、あわせて臨機借置を行う。

ニ 帰着後は道路巡回の記録を整理し、監督職員に報告する。

(ホ 略)

(道路巡回運行員)

イ 道路巡回運行員は、原則として発注者が貸与する車両(パトロールカー)を運転するとともに、道路巡回の補助を行う。

※「本工事特記仕様書」第25章(道路巡回業務)第113条(8)②に基づく

(注) 下線は、当局が付した。

表 1—(1)—⑧

道路巡回により把握した事例の内容別件数

国道事務所等	維持出張所	道路			交通安全施設	落下物、動物 死骸	その他(不法 占用等)	合計
		車道	歩道	雑草繁茂				
福岡	福岡	49	7	12	32	158	18	276
北九州	八幡	66	15	8	38	471	32	630
佐賀	鳥栖	3	1	0	15	96	5	120
長崎	大村	13	6	4	21	88	8	140
熊本	熊本	22	10	2	23	145	5	207
大分	大分	17	21	6	12	230	4	290
宮崎	宮崎	48	2	2	6	157	1	216
計	計	218	62	34	147	1345	73	1879

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中の道路巡回の実施期間は、宮崎維持出張所が平成 23 年 6 月、その他の維持出張所は 24 年 4 月のそれぞれ 1 か月間である。

表 1—(1)—⑨

維持出張所における道路巡回の実施状況

区分	福岡	八幡	鳥栖	大村	熊本	大分	宮崎
実施頻度	業者：2 日 1 回 (月、 水、金、土) 職員：週 2 回 (月、木)	同左 職員：週 1 回	同左 職員：週 1 回 (水)	同左 職員：週 2 回	同左 職員：週 2 回 (月、水)	同左 職員：週 1 回 (水)	同左 職員：週 1 回 (金)
巡回時間	9:15-18	8:30-17:15	同左	同左	同左	同左	同左
徒歩巡回 に係る計 画と実績	・1 日当 り 2 k m 程度 ・道路巡回 34 回のう ち 16 回 (47.1%) 実 施	・1 方面当 たり 1 k m 程度 ・道路巡回 48 回のう ち 17 回 (35.4%) 実 施	・1 日 1 k m 程度 ・道路巡回 17 回のう ち 14 回 (82.4%) 実 施	・徒歩巡回 に係る規 定無し ・道路巡回 17 回のう ち 全 々 (100%) 実 施	・徒歩巡回 に係る規 定無し ・道路巡回 34 回のう ち 32 回 (94.1%) 実 施	・必要に 応じて実 施する ・道路巡回 17 回のう ち 7 回 (41.2%) 実 施	・徒歩巡回 に係る規 定無し ・道路巡回 16 回のう ち 9 回 (56.3%) 実 施

(注) 1 当局の調査結果による。

2 道路巡回について、業者においては道路巡回員が、職員は道路巡回員に代わって輪番で実施。

3 徒歩巡回の計画については「道路巡回実施計画書」における規定を、実績については平成 24 年 4 月等のパトロール日誌で把握した徒歩巡回の実績を記載した。

事例表（区画線）

事例の内容	
管理者	宮崎河川国道事務所
路線	国道 10 号、220 号
場所	・距離標（キロポスト）325.3km 地点付近（上り）（宮崎市島之内）
状況	<p>道路面に表示された区画線等の一部が薄くなっており、特に、夜間・雨天時における視認が困難とみられ、走行中の車両がはみ出し、対向車両または歩行者等と接触事故を起こすおそれがある。</p> <p>例：宮崎市島之内付近（当該箇所：通学路（宮崎市立住吉小学校、宮崎県立みやざき中央支援学校、宮崎県立明星視覚支援学校））</p>  <p>参考：上記事例のほか、以下の事例についても把握済み。</p> <p>① 外側線が薄い事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・距離標（キロポスト）230.6km 地点付近（上り）（国道 10 号、延岡市） ・距離標（キロポスト）233.5km 地点付近～233.6km 地点付近（上り）（国道 10 号、延岡市） ・距離標（キロポスト）24.3km 地点付近（下り）（国道 220 号、日南市） ・距離標（キロポスト）25.7km 地点付近（下り）（国道 220 号、宮崎市） ・距離標（キロポスト）378.8km 地点付近（下り）（国道 10 号、都城市） <p>② 区画線が薄い事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・距離標（キロポスト）267.6km 地点付近（上り）（国道 10 号、延岡市）

（注）当局の調査結果による。

表 1—(1)—⑪

直轄国道の維持管理に関する身体障害者団体の意見・要望

団体名	主な意見・要望
A 身体障害者福祉協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点字ブロックが途中で途切れると困る。方向が分からなくなる。 ・ 点字ブロックがはがれていると白杖がひっかかるので危ない。まず、補修を先にしてほしい。 ・ 点字ブロックの箇所にマンホールがあると、雨天時に滑って危ない。 ・ 車いすで渡れる歩道橋がない。スロープがあっても傾斜がきつく、一人では利用できない。 ・ 壁際に設置されている点字ブロックは、衝突のおそれがあり、危ない。 ・ 障害者の意見、立場を理解してもらうためにも、国との連携があった方がいい。
B 身体障害者福祉協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分達の意見を聞いてもらうためにも、また、国の考えや動きを知るためにも、国との定期的な会合をぜひ設けてほしい。意見等があった際に連絡するというよりも、定例的な場があった方が意見等を述べやすく助かる。 ・ 国による日常の維持管理に障害者の意見等を反映させてほしい。
C 身体障害者福祉協会	<p>当協会は、現在「北九州市福祉のまちづくりネットワーク」に団体として参加しており、そのネットワークの中で、北九州市の道路、建物における市との意見交換、現地の点検活動を通じて、市の道路、建物行政に参画している。</p> <p>北九州市の場合、管理している道路が変更されるなど新たな計画が作られる時は、行政担当者がまちづくりネットワークに図面を持参して説明し、その後意見交換を行ない、その意見を計画に反映させるための協議の場が設定されている。</p> <p>しかし、国が管理している直轄国道については、市の担当者から国へ打診をしてもらうといった、間接的なやり取りしかできていないのが現状である。</p> <p>市内には、市道、県道と交差する国道があるので、直轄国道の整備についても、北九州市の一体的なまちづくりの観点から、国の担当者との直接の意見交換の場を設定していただき、共に考える仕組みを検討していただければと思う。</p>

(注) 当局の調査結果による。

<p>③ 視覚障害者誘導用ブロックの誘導内容が誤っており、障害者に混乱を与えるおそれがあるもの（24 事例）</p> <p>④ 歩道に障害物が設置されており、通行の支障となっているもの（20 事例）</p> <p>⑤ 側溝のふたが破損又は段差が生じているなどにより、歩行者が転倒するおそれがあるもの（11 事例）</p> <p>⑥ 黄色以外の色の視覚障害者誘導用ブロックが用いられており、障害者が利用しにくいもの（2 事例）</p> <p>⑦ その他、歩道上の視覚障害者誘導用ブロックが、マンホール上で途切れているなど、当該ブロックの設置状態が障害者に混乱を与えるおそれがあるもの等（42 事例）</p> <p>⑧ 安全確保を更に進めるため、その必要性について検討を要するもの（9 事例）</p>	
<p>イ 車道</p> <p>車道は専ら車両の通行に供することを目的として設けられている。しかし、以下のとおり、車道について、安全確保等が十分に図られていないものがみられた（27 事例）。このうち 18 件については事実確認中に対応済み。</p> <p>① 路面に段差やわだちが生じているなどにより、二輪車の通行上危険となっているもの（12 事例）</p> <p>② 路上に設けられた排水口と路面とに段差が生じているなどにより、二輪車が転倒するおそれがあるもの等（15 事例）</p>	<p>表 1-(2)-②</p>
<p>ウ 交通安全施設</p> <p>(ア) 横断歩道橋等</p> <p>横断歩道橋等については、「立体横断施設技術基準」(昭和 53 年 3 月 22 日付け都街発第 13 号道企発第 14 号) 6-1 により、i) 横断歩道橋は路面及びけた、高欄等を常に清浄な状態に保つよう清掃を行わなければならない、ii) パトロールを適切な期間ごとに実施し、横断歩道橋のけたの状態、塗装、排水管、照明器具、目かくし板について点検しなければならないとされており、これらの点検により異常が認められた箇所は、修理することとされている。</p> <p>しかし、以下のとおり、横断歩道橋等について、道路利用者の安全確保等が十分に図られていないものや安全確保を更に進めるためその必要性について検討を要するものがみられた（66 事例）。このうち 6 件については事実確認中に対応済み。</p> <p>① 路面と排水口とに段差が生じている、階段の滑り止めの金具やゴム等が破損しているなどにより、転倒のおそれがあるもの（39 事例）</p> <p>② 横断歩道橋の排水受けに土砂が詰まっており、水たまりが発生し、通行に支障があるもの（7 事例）</p> <p>③ その他、横断歩道橋に手すりが設置されていないなど、高齢者等が利</p>	<p>表 1-(2)-③</p>

<p>用しづらい状況となっているもの等（14 事例）</p> <p>④ 安全確保を更に進めるため、その必要性について検討を要するもの（6 事例）</p> <p>（イ）防護柵</p> <p>防護柵については「防護柵の設置基準」（平成 16 年 3 月 31 日付け国道地環第 93 号）4—2 により、防護柵が事故、災害などにより変形又は破損するなど防護柵の機能を果たせなくなった場合は、ただちに復旧しなければならない等とされている。</p> <p>しかし、防護柵について、以下のとおり、道路利用者の安全確保等が十分に図られていないものや安全確保を更に進めるためその必要性について検討を要するものがみられた（81 事例）。このうち 21 件については事実確認中に対応済み。</p> <p>① 設置している防護柵の高さが低いなどにより、路外に転落するおそれがあるもの（30 事例）</p> <p>② 路外等への転落による人的被害が生じる危険性が高い場所に設置されていないもの（13 事例）</p> <p>③ ボルトなどの突起物等により歩行者等に危害を及ぼす形状となっているもの等（27 事例）</p> <p>④ 安全確保を更に進めるため、その必要性について検討を要するもの（11 事例）</p> <p>（ウ）視線誘導標</p> <p>視線誘導標については「視線誘導標設置基準」（昭和 59 年 4 月 16 日付け都街発第 15 号・道企発第 16 号）6—1 により、通常巡回において異状の有無を確かめる等と点検事項を規定しており、同基準 6—2 により、破損等がある場合は補修を行うものとする等とされている。</p> <p>しかし、以下のとおり、視線誘導標について、道路利用者の安全確保等が十分に図られていないものや安全確保を更に進めるためその必要性について検討を要するものがみられた（60 事例）。このうち 35 件については事実確認中に対応済み。</p> <p>① 視線誘導標が適切に管理されていないもの（35 事例）</p> <p>② 視線誘導標が適切な場所に設置されていないもの等（16 事例）</p> <p>③ 安全確保を更に進めるため、その必要性について検討を要するもの（9 事例）</p> <p>今年に入って通学路に係る事故が大きく報道されており、通学路における児童等の安全確保が重要である。上記のア、イ及びウで把握した事例の中にも、通学路^{（注）}に指定されている区間に所在する事例が、歩道 57 件、横断歩道橋 36 件、防護柵 17 件と合計で 110 件みられた。</p>	<p>表 1—(2)—④</p> <p>表 1—(2)—⑤</p> <p>表 1—(2)—⑥</p>
--	--

また、当該区間に設置された歩道に係る事例の中には、該当道路付近の小学校が作成している「注意マップ」上で車に注意するよう児童に周知している箇所であり、小学校側から「今までは幸いにも交通事故は発生していないが、危険な場所であるため、関係機関には児童の安全な通学を確保するための対策を講じてほしい。」などの意見等が聞かれた事例もあった。

(注) 通学路は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和41年法律第45号)に基づき指定された道路(教育委員会等に確認したものを含む)。

エ 道路附属物等

(ア) トンネル

トンネルについては、道路構造令第34条に基づき、トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとしてされている。

しかし、トンネル入口付近に設置されている大型消火器の収納物の扉がさびており、素手では開閉できないものなど、トンネルにおいて利用者への安全確保等が十分図られていないもの等が5事例みられた。このうち1件については事実確認中に対応済み。

表1-(2)-⑦

(イ) 駐車場等

直轄国道に設置されている駐車場の中には、身体障害者用の駐車スペースであることを示す表示が消え、機能を果たしていないものや道路工事現場において防護施設を設置していないものなど、利用者への安全確保等が十分図られていないものが11事例みられた。このうち8件については事実確認中に対応済み。

表1-(2)-⑧

上記のアからエの原因として、道路巡回における点検方法が点検要領等に基づく点検ではなく、道路巡回員による簡易な車上目視点検となっており、また、点検項目等も定められておらず、現在の道路の巡回方法は、業務打合せ時に点検項目等の巡回方法について協議しているものの、業者等の経験等に依存していることが考えられる^(注)。

例えば、当局が指摘した横断歩道橋に係る事例は、階段の滑り止めのためのゴム等が損傷しており、通行に支障が生じる可能性がある等、歩行者の視点による発見であり、現行の道路巡回方法では把握することが困難であったものと考えられる。また、前述の「立体横断施設技術基準」6-1に規定されているように適切な期間ごと(1か月に1回程度)に横断歩道橋のパトロールを実施していなかったことも考えられる。

このほか、歩道についても路面の段差、視覚障害者誘導用ブロックの破損等の事例を把握しているが、これについても身体障害者、高齢者等の交通弱者の視点から道路巡回が行われていなかったことが考えられる。

(注) 点検に係るチェックリストを作成しておらず、また、現在の道路の巡回方法は、業

<p>務打合せ時に点検項目等の巡回方法について協議しているものの、業者等の経験等に依存しており、気づいたもののみとなるなど、ネガティブな点検となりやすく、チェック漏れが多くなると考えられる。</p> <p>オ 抽出事例の把握状況</p> <p>上記の考え方を検証するため、上記アからエの事例の中から抽出した 88 事例について、当局が管轄の維持出張所において当該事例を把握しているか否かを確認したところ、把握していないものが 68 事例 (77.3%) みられた。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、九州地方整備局は、道路利用者のより一層の安全確保等を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 道路巡回の実施に当たっては、歩行者の視点に立った点検をより強化するとともに、歩道、横断歩道橋等の交通安全施設等に係る点検項目を定めたチェックリストを作成・活用し、点検を行うこと。</p> <p>また、チェックリストの作成を特記仕様書に明記すること。</p> <p>② 今回、当局が指摘した事例のうち、今後、対応が必要なものについては、計画的にその対策を行うこと。</p>	<p>表 1-(2)-⑨</p>
--	------------------

表 1 - (2) - ①

当局の歩行調査結果（歩道）

（単位：事例）

区 分		事例の内容		事例数	事例表番号
歩道 (A)	道路利用者の安全確保が十分に図られていないもの	①	視覚障害者誘導用ブロックが破損しているなどにより障害者が転倒するおそれがあるもの	38	事例 A No 1 ~ 38
		②	歩道路面に段差やくぼみがあり、歩行者等が転倒するおそれがあるもの	30	事例 A No39~68
		③	視覚障害者誘導用ブロックの誘導内容が誤っており、障害者に混乱を与えるおそれがあるもの	24	事例 A No69~92
		④	歩道に障害物が設置されており、通行の支障となっているもの	20	事例 A No93~112
		⑤	側溝のふたが破損又は段差が生じているなどにより、歩行者が転倒するおそれがあるもの	11	事例 A No113~123
		⑥	黄色以外の色の視覚障害者誘導用ブロックが用いられており、障害者が利用しにくいもの	2	事例 A No124~125
		⑦	その他（視覚障害者誘導用ブロックの設置状態が障害者に混乱を与えるおそれがあるもの等）	22	事例 A No126~147
		⑧	その他（歩道）	20	事例 A No148~167
			小計	167	—
	安全確保を更に進めるためその必要性について検討を要するもの		9	—	
合計				176	—

（注） 当局が九州地方整備局管内の直轄国道 13 路線において歩行調査した結果による。

表 1 - (2) - ②

当局の歩行調査結果（車道）

（単位：事例）

区 分		事例の内容		事例数	事例表番号
車道 (B)	分道に路利用者の安全確保が十分に図られていないもの	①	路面に段差やわだちが生じているなどにより、二輪車の通行上危険となっているもの	12	事例 B No 1 ~ 12
		②	路上に設けられた排水口と路面とに段差が生じているなどにより、二輪車が転倒するおそれがあるもの	9	事例 B No13~21
		③	その他	6	事例 B No22~27
合計				27	—

（注） 当局が九州地方整備局管内の直轄国道 13 路線において歩行調査した結果による。

表 1 - (2) - ③

当局の歩行調査結果（横断歩道橋等）

（単位：事例）

区 分		事例の内容		事例数	事例表番号
横断歩道橋 (C)	ら道路利用者の安全確保が十分に図	①	路面と排水口とに段差が生じている、階段の滑り止めの金具やゴム等が破損しているなどにより、転倒のおそれがあるもの	39	事例 C No 1 ~ 39
		②	横断歩道橋の排水受けに土砂が詰まっており、水たまりが発生し、通行に支障があるもの	7	事例 C No40~46
		③	その他	14	事例 C No47~60
		小計		60	—
	安全確保を更に進めるためその必要性について検討を要するもの		6	—	
合計				66	—

（注） 当局が九州地方整備局管内の直轄国道 13 路線において歩行調査した結果による。

表 1 - (2) - ④

当局の歩行調査結果（防護柵）

（単位：事例）

区 分		事例の内容		事例数	事例表番号
防護柵 (D)	ない道路利用者の安全確保が十分に図られてい	①	設置している防護柵の高さが低いなどにより、路外に転落するおそれがあるもの	30	事例 D No 1 ~ 30
		②	路外等への転落による人的被害が生じる危険性が高い場所に設置されていないもの	13	事例 D No31~43
		③	ボルトなどの突起物等により歩行者等に危害を及ぼす形状となっているもの	3	事例 D No44~46
		④	その他	24	事例 D No47~70
	小計		70	—	
安全確保を更に進めるためその必要性について検討を要するもの		11	—		
合計				81	—

（注） 当局が九州地方整備局管内の直轄国道 13 路線において歩行調査した結果による。

表 1 - (2) - ⑤

当局の歩行調査結果（視線誘導標）

(単位：事例)

区 分		事例の内容		事例数	事例表番号
視線誘導標 (E)	ら道路利用者の安全確保が十分に図	①	視線誘導標が適切に管理されていないもの	35	事例 E No 1 ~ 35
		②	視線誘導標が適切な場所に設置されていないもの	8	事例 E No36~43
		③	その他	8	事例 E No44~51
		小計		51	—
	安全確保を更に進めるためその必要性について検討を要するもの		9	—	
合計				60	—

(注) 当局が九州地方整備局管内の直轄国道 13 路線において歩行調査した結果による。

表 1 - (2) - ⑥

通学路に係る要補修把握事例数（歩道、横断歩道橋及び防護柵）

区分	歩道	横断歩道橋	防護柵	合 計	備 考(事例表番号)
福岡	6	10	3	19	歩道(A):No.43、46、58、97、98、153 横断歩道橋(C):No.3~5、8、9、12~14、17、40 防護柵(D):No.1、9、11
佐賀	18	4	3	25	歩道(A):No.7、8、60、61、99~102、122、136~140、154、156、157、159 横断歩道橋(C):No.18~20、41 防護柵(D):No.154~156
長崎	28	11	1	40	歩道(A):No.9~11、62、64、70、71~86、87、141~144、162 横断歩道橋(C):No.21、42~51 防護柵(D):No.55
熊本	1	5	2	8	歩道(A):No.65 横断歩道橋(C):No.22~24、26、27 防護柵(D):No.16、37
大分	2	4	8	14	歩道(A):No.106、108 横断歩道橋(C):No.30、33~35 防護柵(D):No.18、19、21、23、26、28、30、59
宮崎	2	2	0	4	歩道(A):No.67、68 横断歩道橋(C):No.38、39
計	57	36	17	110	

(注) 当局の調査結果による（各県内の直轄国道における把握事例数を記載）。

表 1 - (2) - ⑦

当局の歩行調査結果（トンネル）

（単位：事例）

区 分		事例の内容	事例数	事例表番号
トンネル (F)	分道 に 図 利 用 者 の 安 全 確 保 が 十 分 に 図 ら れ て い な い もの	素手では消火器の収納扉が開閉しにくいもの	1	事例 F No 1
		非常用電話の所在が分かりにくいもの	1	事例 F No 2
		事故通報装置の近くに歩行者自転車用柵があり、車道から使用しにくいもの等	3	事例 F No 3 ~ 5
合計			5	—

（注） 当局が九州地方整備局管内の直轄国道 13 路線において歩行調査した結果による。

表 1 - (2) - ⑧

当局の歩行調査結果（駐車場等）

（単位：事例）

区 分		事例の内容	事例数	事例表番号
駐車場等 (G)	道 路 利 用 者 の 安 全 確 保 が 十 分 に 図 ら れ て い な い もの	身体障害者用の駐車表示が消えているなど駐車場の維持管理が不十分となっているもの	2	事例 G No 1、2
		カーブミラーが利用しにくいもの	1	事例 G No 3
		地点標が見えないもの	4	事例 G No 4 ~ 7
		道路工事現場において、道路工事の標示を行っておらず、工事の施行状況が分かりにくいもの	1	事例 G No 8
		道路工事現場において、防護施設を設置していないなどにより、歩行者の安全が確保されていないもの	3	事例 G No 9 ~ 11
合計			11	—

（注） 当局が九州地方整備局管内の直轄国道 13 路線において歩行調査した結果による。

表 1 - (2) - ⑨

維持出張所における歩道・車道、交通安全施設等の把握状況

区分	当局把握事例数	維持出張所における把握の有無		
		把握済み	未把握	未把握事例番号等
福岡	34	3	31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道19件(A:No.1、2、<u>39</u>、<u>40</u>、<u>41</u>、<u>42</u>、<u>43</u>、44、<u>45</u>、46、<u>93</u>、<u>94</u>、126、127、<u>148</u>、<u>149</u>、150、151、152) ・ 車道2件(B:No.2、13) ・ 横断歩道橋3件(C;No.1、2、3) ・ 防護柵4件(D:No.44、<u>47</u>、<u>48</u>、49) ・ 視線誘導標3件(E:No.1、3、4)
八幡	7	2	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道1件(A:No.<u>131</u>) ・ 横断歩道橋3件(C:No.<u>6</u>、7、40) ・ 視線誘導標1件(E:No.<u>46</u>)
佐賀	8	1	7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道6件(A:No.69、99、<u>138</u>、<u>155</u>、159、<u>161</u>) ・ 駐車場等1件(G:No.10)
大村	11	10	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横断歩道橋1件(C:No.44)
熊本	8	1	7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道4件(A:No.18、<u>66</u>、88、145) ・ 横断歩道橋1件(C:No.<u>22</u>) ・ 防護柵2件(D:No.<u>56</u>、58)
大分	6	3	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横断歩道橋1件(C:No.30) ・ 防護柵1件(D:No.23) ・ 視線誘導標1件(E:No.<u>24</u>)
宮崎	14	0	14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道7件(A:No.35、<u>36</u>、37、<u>67</u>、<u>68</u>、111、112) ・ 車道1件(B:No.<u>21</u>) ・ 横断歩道橋3件(C:No.56～58) ・ 防護柵1件(D:No.66) ・ 視線誘導標2件(E:No.<u>27</u>、<u>28</u>)
計	88	20	68	未把握68件(77.3%)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 下線を付した事例番号については、国道事務所等において既に改善措置を実施済みのものであり、合計41件(60.3%)となっている。

(3) 道路標識に係る利用者の安全確保等

通 知	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>道路管理者は、道路法第 45 条第 1 項において、「道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識を設けなければならない。」とされている。また、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和 35 年総理府、建設省令第 3 号) 第 4 条第 1 項により、道路標識のうち案内標識、警戒標識等を設置することとされている。</p> <p>なお、道路管理者は、「道路標識設置基準」(昭和 61 年 11 月 1 日付け建設省都市局長、道路局長通知) 5-1 により、道路標識の設置後においても、その効用が損なわれないよう維持管理を十分に行い、常に良好な状態に保たれるよう配慮すること、同基準 5-2 により、適宜巡回点検を行うこととされている。</p> <p>九州地方整備局管内の各国道事務所等では、上記の設置基準に基づき、道路標識の維持管理を行っている。また、案内標識については、九州管内の主要な道路管理者によって構成される「九州ブロック道路標識適正化委員会」が作成した「案内標識設置指針(目標地の選定要領)」(平成 6 年 11 月改訂)により、道路種別ごとに標識の表示内容の整合及び系統的な案内標識の整備を図っている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、当局が九州地方整備局本局、国道事務所等及び維持出張所における道路標識の維持管理状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>ア 道路標識の維持管理</p> <p>(ア) 道路標識の維持管理方針等の策定状況</p> <p>九州地方整備局本局では、平成 22 年度以降は、維持管理基準に基づき、毎年度「道路維持管理計画」を策定している。しかし、同計画には道路標識の維持管理に係る方針等は記載されておらず、また、管内の各国道事務所等に対して、道路標識に係る要補修箇所の把握方法や表示内容の点検方法等について指示していない。</p> <p>このため、国道事務所等においても、道路標識の維持管理について、その方針等は策定していない。なお、維持出張所では、道路巡回や道路利用者からの行政相談により道路標識の必要な補修等を実施している。</p> <p>(イ) 道路巡回における道路標識の維持管理状況</p> <p>維持出張所では、道路巡回の実施に当たって、いずれも道路標識の点検項目等を定めないまま、維持出張所の職員や委託業者の道路巡回員が道路標識の状態について目視により点検し、必要な補修等を実施している。</p> <p>一方、維持出張所では、道路標識の点検項目等を定めていないことについて、次の点を挙げている。</p> <p>① 維持出張所の職員については、i) 道路管理業務の経験のある職員が</p>	<p>表 1-(1)-①</p> <p>表 1-(3)-①</p> <p>表 1-(3)-②</p>

<p>道路巡回を行っていること、ii) 維持出張所の管理担当者は、河川国道事務所が行う道路管理に係る研修を受けていること（1維持出張所）。</p> <p>② 道路巡回を行う委託業者については、i) 請負契約に際して、道路巡回員の資格、業務経験年数等の一定の要件を満たした事業者と契約していること、ii) 委託業者は、特記仕様書に基づき、道路巡回の点検方法等を定めた道路巡回実施計画書を作成し、同計画書に基づき道路巡回を行っていること。</p> <p>しかし、上記(2)と同様に、当局が九州地方整備局管内の直轄国道13路線における道路標識（案内標識、警戒標識）について歩行調査した結果、以下のとおり、道路利用者の安全確保等が十分に図られていないものや安全確保等を更に進めるためその必要性について検討を要するものがみられた（109事例）。このうち33件については事実確認中に対応済み。</p> <p>① 案内標識について、道路利用者の利便確保が十分に図られていないもの等（54事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 案内標識が必要と思われる場所に設置されていないもの（2事例） ii) 案内標識の距離が誤って表示されているもの（2事例） iii) 案内標識の行き先地名の表示に整合性がないもの（12事例） iv) 案内標識の行き先地名が表示されていないもの（1事例） v) 案内標識の行き先地名等の表示が適切ではないもの（12事例） vi) 案内標識の設置場所が適切ではないもの（1事例） vii) 案内標識の標示板が汚損、表示の薄れ又は樹木の枝葉等で見えにくいもの（19事例） viii) 利便確保を更に進めるためその必要性について検討を要するもの（5事例） <p>② 警戒標識について、道路利用者の安全確保等が十分に図られていないもの等（55事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 警戒標識が必要と思われる場所に設置されていないもの（6事例） ii) 警戒標識の表示が道路形状と異なって表示されているもの（22事例） iii) 警戒標識の設置場所が適切ではないもの（4事例） iv) 警戒標識の標示板が汚損、表示の薄れ又は樹木の枝葉等で見えにくいもの（22事例） v) 安全確保等を更に進めるためその必要性について検討を要するもの（1事例） <p>③ 上記の①及び②の事例の中から抽出した23事例について、管轄の維持出張所が当該事例を把握しているか確認したところ、把握していないものが17事例（73.9%）みられた。</p> <p>また、当局が、維持出張所における道路巡回の実施状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p>	<p>表1-(3)-③</p> <p>表1-(3)-③</p> <p>表1-(3)-④</p>
--	---

<p>④ 維持出張所が実施した1か月間の道路巡回における要補修等の事例の把握状況をみると、1,879事例のうち、道路標識に関する事例は皆無となっている。</p>	<p>表1-(3)-⑤</p>
<p>⑤ 維持出張所の平成21年度から23年度までの案内標識の表示内容の見直し状況をみると、36か所において見直しが行われている。</p> <p>しかし、道路巡回を端緒として案内標識の表示内容の見直しを図ったものは1か所（予告案内標識から交差点までの距離表示の見直し）のみであり、その他の35か所は道路利用者からの行政相談や地方公共団体からの提報等を端緒としている。</p>	<p>表1-(3)-⑥</p>
<p>⑥ 道路巡回を実施している7委託業者のうち、道路巡回実施計画書に道路標識に係る点検項目等を記載しているのは、2業者のみである。</p> <p>しかし、その内容をみると、i)巡回中の着眼点として、道路標識について、「損傷、視認状況、設置状況」、ii)道路標識の点検ポイントとして、「道路標識の倒れ、傾き、版の曲り、錆び等の異常、劣化の有無」と、それぞれ記載されているだけで、道路標識が必要な場所に設置されているか、案内標識の表示内容に誤りはないか、案内標識間の表示内容の整合性は図られているか、道路標識の表示が道路形状と一致しているか、道路標識が汚損等で見えにくいものとなっていないかなどの具体的な点検項目が記載されていない。</p> <p>上記の原因として、①日常の道路巡回による点検結果をみると、車両交通に事故等の多大な影響を与える落下物、動物の死骸等の撤去などの把握が主となっており、道路利用者の視点に立って、道路標識の設置が必要な場所、道路標識の表示内容の誤り、案内標識間の表示内容の整合性、道路標識の表示と道路形状との不一致、道路標識の視認性などの点検・把握が十分に行われていないこと、②維持出張所の道路巡回の実施に当たって、道路標識に関する特別点検の実施や具体的な道路標識に関する点検項目等が定められていないことが考えられる。</p>	<p>表1-(3)-⑦</p>
<p>イ 案内標識の表示の見直し</p> <p>(ア) 案内標識の表示内容の見直し等に係る方針の策定状況</p> <p>九州地方整備局本局は、案内標識の表示内容の見直しについて、平成18年度以前は、九州ブロック道路標識適正化委員会において、九州管内の案内標識の表示内容の見直し等の決定を行っていたが、19年度以降は、九州ブロック道路標識適正化委員会規約の改正（平成19年4月26日施行）により、同委員会が下部組織として各県ごとに設置している地域部会に上記の権限を移し、各地域部会において、案内標識の表示内容に関する見直し等の決定を行うこととしている。</p> <p>なお、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分及び宮崎の6県の6地域部会の規約では、いずれも、①道路標識の適正化に関すること、②高速道路等のイ</p>	

ンター名称に関すること、③その他必要とする道路標識の整備・向上に関することを決定することとされている。

(イ) 案内標識の表示内容の見直し状況

国道事務所等は、案内標識の表示内容の見直しについては、いずれも維持出張所が行う道路巡回による点検とともに、国道事務所等が道路標識の整備の向上を目的として設置した九州ブロック道路標識適正化委員会の地域部会において、その表示内容の見直しを行っているとしている。

しかし、上記6地域部会における平成21年度から23年度までの開催状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。

- ① 高速道路等のインターチェンジの名称や市町村合併に伴う市町村名の表示内容については検討されているが、既存の案内標識の表示内容については見直し等の検討が行われていないもの（6部会）
- ② 地域部会を開催せずに、その構成メンバーの意見の照会のみで決定されているもの（2部会）

また、当局が九州地方整備局管内の直轄国道13路線における案内標識について歩行調査した結果、以下のとおり、直轄国道と県道が交差する地点付近に設置されている案内標識について、直轄国道の道路管理者と県道の道路管理者など、異なる道路管理者等間の調整が必要と考えられるものがみられた（4事例）。

- ③ 国道10号上りにおいて、大分県道633号と交差する地点付近に設置されている案内標識について、大分県道633号方向の行き先地名の表示がなく分かりにくいもの（1事例）
- ④ 国道57号上りにおいて、国道442号と交差する地点付近に設置されている案内標識について、国道57号と国道442号のどちらの方向に進んでも「大分」方面に向かうことは可能であり、実際に国道442号方向から「大分」方面に向かう道路利用者もみられるが、当該案内標識では、国道57号方向にしか「大分」方面の表示がないため、国道442号方向から「大分」方面に向かいたい道路利用者が戸惑うおそれがあるもの（1事例）
- ⑤ 国道10号下りにおいて、宮崎県道223号と交差する地点付近に設置されている案内標識について、「リバーパル五ヶ瀬川・友内川観察路」の表示が、直進方向の国道10号の行き先地名「宮崎」と左進方向の県道223号の行き先地名「延岡港」の間の真ん中にあるため、「リバーパル五ヶ瀬川・友内川観察路」方面へ向かいたい道路利用者がどちらの方向に進めばよいか分かりにくいもの（1事例）
- ⑥ 国道34号上りにおいて、近接して設置されている設置者の異なる案内標識について、長崎自動車道のインターチェンジ名がそれぞれ「東彼杵」（長崎河川国道事務所管理）、「東そのぎ」（西日本高速道路株式会社管理）と異なる表示となっており、道路利用者が混乱するおそれがあるもの（1

表1-(3)-⑧

事例)

これらのほか、宮崎市内の国道10号と国道220号の交差点において、宮崎県公安委員会が四隅の信号機に設置した地点名（4か所のうち3か所は「橘通3」、1か所は「橘通4」）があるが、これらの地点名は、宮崎河川国道事務所が公表資料に記載している交差点名（デパート前交差点）と異なっている上、当該交差点に「主要地点」（現在地の地点名）が設置されていないため、道路利用者にとって現在地の地点名が分かりにくいものとなっているものがみられた^(注)。

(注)「道路標識設置基準」3-2-2において、主要な交差点、主要な町・丁目等交通上の主要な目標となる地点には、「主要地点(114の2-A、B)」を道路の左側の路端等に設置して、現在地の地点名を表示することとされている。

上記の原因として、九州ブロック道路標識適正化委員会の地域部会は、高速道路等のインターチェンジの名称や市町村合併に伴う市町村名の表示内容の検討を行うことを主眼として開催されており、既存の案内標識の表示内容を見直す等のために活用されていないことが考えられる。

【所見】

したがって、九州地方整備局は、道路利用者のより一層の安全確保等を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 案内標識及び警戒標識が必要な場所に設置されていない事例、道路標識の表示が道路の形状と異なる事例、汚損等して見えにくい事例等については、道路標識の具体的な点検項目等を定めるとともに、当該点検項目等に基づき、的確な把握に努めること。

また、案内標識の表示内容の整合性等に関する特別点検を定期的を実施するなど、点検の方法等について、必要な見直しを行うこと。

② 道路交通の安全と円滑を確保し、案内標識の整備の向上を図るため、九州ブロック道路標識適正化委員会の各地域部会を積極的に活用することにより、案内標識の表示内容の見直し等を的確に行うこと。

③ 今回、当局が指摘した事例のうち、今後、対応が必要なものについては、計画的にその対策を行うこと。

表 1 - (3) - ①

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和 35 年総理府、建設省令第 3 号) (抜粋)

第一章 道路標識

(分類)

第一条 道路標識は、本標識及び補助標識とする。

2 本標識は、案内標識、警戒標識、規制標識及び指示標識とする。

(種類等)

第二条 道路標識の種類、設置場所等は、別表第一のとおりとする。

(様式)

第三条 道路標識の様式は、別表第二のとおりとする。

(条例で寸法を定める道路標識)

第三条の二 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第四十五条第三項の内閣府令・国土交通省令で定める道路標識は、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識 (これらの道路標識の柱の部分を除く。) とする。

(設置者の区分)

第四条 道路標識のうち、次に掲げるものは、道路法による道路管理者 (以下「道路管理者」という。) が設置するものとする。

一 案内標識

二 警戒標識

三 規制標識のうち、「危険物積載車両通行止め」、「最大幅」、「重量制限」、「高さ制限」及び「自動車専用」を表示するもの

2・3 (略)

(注) 下線は、当局が付した。

表 1 - (3) - ②

道路標識設置基準 (昭和61年11月 1 日付け建設省都市局長、道路局長通知) (抜粋)

第 5 章 道路標識の維持管理

5 - 1 概説

道路標識は、設置後においてもその効用が損なわれないよう維持管理を十分に行い、常に良好な状態に保たれるよう配慮しなければならない。

5 - 2 点検及び補修

道路標識は、個々の標識が相互に有機的なつながりを持ち、一貫した道路交通上の指示を与えるものであるから、適宜巡回点検を行う必要がある。また台風等の異常気象の直後にも点検を行うことが望ましい。

点検により異常を認めた場合は速やかに補修しなければならない。建築限界を侵している場合は大きな事故につながるおそれもあるので特に速やかに補修しなければならない。

(注) 下線は、当局が付した。

表 1 - (3) - ③

当局の歩行調査結果（案内標識及び警戒標識）

（単位：事例）

区 分		事例の内容		事例数	事例表番号
案内 標識 (H)	道十 路分 利に 用図 者の れ の 利 て 便 い 確 保 い が も の	①	案内標識が必要と思われる場所に設置されていないもの	2	事例H No1、2
		②	案内標識の距離が誤って表示されているもの	2	事例H No3、4
		③	案内標識の行き先地名の表示に整合性がないもの	12	事例H No5～16
		④	案内標識の行き先地名が表示されていないもの	1	事例H No17
		⑤	案内標識の行き先地名等の表示が適切ではないもの	12	事例H No18～29
		⑥	案内標識の設置場所が適切ではないもの	1	事例H No30
		⑦	案内標識の標示板が汚損、表示の薄れ又は樹木の枝葉等で見えにくいもの	19	事例H No31～49
	小計		49	—	
	利便確保を更に進めるためその必要性について検討を要するもの		5	—	
	計		54	—	
警戒 標識 (I)	道十 路分 利に 用図 者の ら の れ て 全 い 確 保 い 等 も の	①	警戒標識が必要と思われる場所に設置されていないもの	6	事例I No1～6
		②	警戒標識の表示が道路形状と異なって表示されているもの	22	事例I No7～28
		③	警戒標識の設置場所が適切ではないもの	4	事例I No29～32
		④	警戒標識の標示板が汚損、表示の薄れ又は樹木の枝葉等で見えにくいもの	22	事例I No33～54
	小計		54	—	
	安全確保等を更に進めるためその必要性について検討を要するもの		1	—	
計		55	—		
合計				109	—

(注) 当局が九州地方整備局管内の直轄国道13路線において歩行調査した結果による。

表 1 - (3) - ④

維持出張所における道路標識に係る事例の把握状況

国道事務所等	維持出張所	標識の種別	路線	No	場所	事例の内容	把握状況
福岡	福岡	案内標識	3号	1	77.1 km付近上り	「国道番号」の案内標識の表示の大部分が消えており、視認困難。	未把握
			3号	2	75.8 km付近下り	交差点手前に設置されている3か所の案内標識のうち、左側に設置されている案内標識は、左折レーンの手前からは、樹木の枝葉に隠れ、視認困難。	未把握
		警戒標識	3号	3	86 km付近下り	「┌」形道路交差点あり」の警戒標識が交差点の手前の場所に設置されているが、当該交差点の実際の道路形状は「+」形となっており、一致しない。	未把握
佐賀	鳥栖	案内標識	34号	4	19 km付近上り	確認案内標識において、久留米市までの距離表示を「20 km」と表示すべきところ、誤って「30 km」と表示。	未把握
		警戒標識	202号	5	63.7 km付近上り	「学校、幼稚園、保育所等あり」の警戒標識及び「通学路」の補助標識が黒ずみ、視認困難。 なお、当該補助標識には、既に存在しない小学校名が記載されているため、道路利用者に誤った情報を提供するおそれがある。	未把握
長崎	大村	案内標識	34号	6	92.7 km付近上り	近接して設置されている2つの案内標識には、「佐賀」が表示されているものと「佐賀」が表示されていないものがあり、行き先地名の表示に整合性がない。	未把握
		警戒標識	34号	7	96.4 km付近上り	車線数が直進専用レーンと右折専用レーンの2車線から直進レーンのみの1車線に変更される交差点の手前の場所に「車線数減少」の警戒標識が設置されていない。	把握済
熊本	熊本	警戒標識	3号	8	180 km付近上り	車道左側に「つづら折りあり」と「左方屈曲あり」の異なった内容の警戒標識が約10mの間隔で続けて設置されており、道路利用者が混乱するおそれがある。	未把握
大分	大分	案内標識	10号	9	138 km付近上り	案内標識の表示が樹木の枝葉に隠れ、視認困難。	把握済
			10号 210号	10 ～ 12	142.5 km付近下り等	案内標識にローマ字併用表示がない。 (3事例)	把握済 (3事例)
宮崎	宮崎	案内標識	10号	13	292.5 km付近上り	予告案内標識の表示が樹木の枝葉に隠れ、視認困難。	把握済
		警戒標識	10号	14 ～ 22	286.3 km付近上り等	「車線数減少」の警戒標識が実際の道路車線数と一致していない。(9事例)	未把握 (9事例)
			220号	23	25.2 km付近下り	「左方屈曲あり」の警戒標識が、実際の道路形状と一致していない。	未把握
計						23事例 (100.0%)	把握 6事例 (26.1%) 未把握 17事例 (73.9%)

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (3) - ⑤

道路巡回により把握した事例の内容別件数（維持出張所別）

（単位：件、％）

国道事務所等	維持出張所	道路	交通安全施設						落下物、動物死骸 (c)	その他 (不法占用等) (d)	合計 (a+b+c+d)
		(a)	(b)	道路標識	防護柵	視線誘導標	歩道橋	その他			
福岡	福岡	68	32	0	14	11	1	6	158	18	276
北九州	八幡	89	38	0	10	10	11	7	471	32	630
佐賀	鳥栖	4	15	0	4	11	0	0	96	5	120
長崎	大村	23	21	0	5	9	1	6	88	8	140
熊本	熊本	34	23	0	13	5	1	4	145	5	207
大分	大分	44	12	0	3	5	1	3	230	4	290
宮崎	宮崎	52	6	0	0	4	2	0	157	1	216
計		314	147	0	49	55	17	26	1,345	73	1,879
		(16.7)	(7.8)	(0.0)	(2.6)	(2.9)	(0.9)	(1.4)	(71.6)	(3.9)	(100.0)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中の道路巡回の実施期間は、宮崎維持出張所が平成 23 年 6 月、その他の維持出張所は 24 年 4 月の 1 か月間である。

3 「計」欄の（ ）内は、構成比である。

表 1 - (3) - ⑥

維持出張所における案内標識の表示内容の見直し状況（平成 21 年度～23 年度）

（単位：か所）

国道事務所等	維持出張所	見直し実績				見直しの内容	見直しの端緒
		21年度	22年度	23年度	計		
福岡	福岡	0	0	0	0	実績なし。	—
北九州	八幡	0	0	0	0		
佐賀	鳥栖	5	15	0	20	(21 年度) ① 国道 34 号の小城市牛津町砥川新宿東付近に設置されている予告案内標識の距離表示が誤っていたため正しいものに修正（1 か所）。	①道路巡回
						② 小城市三日月町において、国道 34 号と国道 203 号の交差点付近に設置されている案内標識と国道 203 号に設置されている案内標識のローマ字併用表示を正しいものに修正（4 か所）。	②NHKからの提報
						(22 年度) ① 国道 34 号の永吉交差点の改良工事に伴う案内標識の表示の見直し（7 か所）。	①交差点改良工事
						② J R 新鳥栖駅新設に伴う案内標識の表示の見直し（8 か所）。	② J R 駅の新設
長崎	大村	0	1	2	3	(22 年度) 国道 34 号の矢の平交差点に長崎市都市計画道路（小ヶ倉・蛍茶屋線）が接続し、平成 22 年 7 月に供用開始されたことから、国道 34 号の当該交差点付近の案内標識の表示を修正（1 か所）。	市からの提報
						(23 年度) ① 国道 34 号の真崎町交差点付近の案内標識の表示が実態と異なっていたため、内部で検討した結果、案内標識の必要性が乏しいとして撤去（1 か所）。	①行政相談
						② 矢上大橋有料道路（県管理）の平成 24 年度からの無料化に伴い、国道 34 号の長崎市切通交差点付近に設置されている案内標識の表示内容のうち、「有料」の表示を消去（1 か所）。	②行政相談
熊本	熊本	—	—	0	0	実績なし。	—
大分	大分	0	7	6	13	(22 年度) 米良有料道路（県管理）の平成 22 年 12 月からの無料化に伴い、国道 10 号に設置されている案内標識の表示内容のうち、「米良有料道路」の表示を消去（7 か所）。	県からの提報
						(23 年度) 国道 210 号に設置されている確認案内標識の距離表示が誤っていたため、正しいものに修正（6 か所）。	国道事務所等職員からの連絡
宮崎	宮崎	—	—	—	—	—	—
計		5	23	8	36	—	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 熊本維持出張所における平成 21 年度及び 22 年度、宮崎維持出張所における平成 21 年度から 23 年度までの案内標識の表示内容の見直し状況については、資料が保存されておらず、不明。

表 1 - (3) - ⑦

道路巡回実施計画書における道路標識に係る点検項目等の記載状況

国道事務所等	維持出張所	道路巡回実施計画書の策定の有無	左の計画書における道路標識に係る点検項目等の記載	
			有無	有の場合、その内容
福岡	福岡	有	無	点検項目等の記載なし。
北九州	八幡	有	無	同上。
佐賀	鳥栖	有	無	同上。
長崎	大村	有	有	点検項目等の記載はないが、巡回中の着眼点として、道路標識について「損傷、視認状況、設置状況」との記載あり。
熊本	熊本	有	無	点検項目等の記載なし。
大分	大分	有	有	道路巡回に当たって、九つの点検項目を設け、このうち9番目の点検項目において、10か所の点検箇所別の点検ポイントを記載し、その一つとして道路標識を挙げており、道路標識の点検ポイントについては、「①道路標識の倒れ、傾き、版の曲り、錆び等の異常及び劣化の有無、②道路標識の建築限界を超える設置の有無」 ^(注) との記載あり。 (注) 道路構造令第12条において、道路上で、車両や歩行者の交通の安全を確保するためには、ある一定の高さの範囲内には障害となるような物を置いてはいけないという建築限界が定められていることから、車道、歩道等について、当該建築限界を超えていることの有無である。
宮崎	宮崎	有	無	点検項目等の記載なし。

(注) 当局の調査結果による。

表 1 - (3) - ⑧

九州ブロック道路標識適正化委員会の地域部会の開催状況（平成 21 年度～23 年度）

（単位：回）

地域部会名 (規約の施行日)	年度別の開催状況			案内標識の表示見直し等の検討内容	備 考
	21 年度	22 年度	23 年度		
福岡部会 (H19. 4. 26)	—	—	1	(23 年度) 平成 22 年 2 月の八女市と黒木町の合併に伴う従来の「黒木」の名称。	H23. 8. 8 開催・決定
佐賀部会 (H19. 10. 9)	0	1	0	(22 年度) 平成 23 年度に供用予定の西九州自動車道(唐津伊万里道路) の I C の名称。	H23. 3. 30 開催・決定
長崎部会 (H20. 12. 24)	0	0	0	(21 年度) 国道 497 号の供用開始に伴う I C の名称。	意見照会のみ (H22. 3 決定)
				(23 年度) 島原深江道路の供用開始に伴う I C の名称。	意見照会のみ (H23. 9 決定)
熊本部会 (H20. 8. 1)	0	0	1	(23 年度) 平成 22 年 3 月の熊本市と植木町の合併に伴い案内標識に表示する「植木」の名称。	H23. 10. 18 開催・決定
大分部会 (H19. 6. 12)	0	0	0	(22 年度) 平成 23 年度末に供用予定の地域高規格道路中津日田道路の I C の名称。	意見照会のみ (H23. 3. 3 決定)
				(23 年度) 平成 24 年度末に供用予定の東九州自動車道(佐伯～北川) の I C の名称。	意見照会のみ (H24. 2. 2 決定)
宮崎部会 (H19. 12. 11)	0	1	1	(21 年度) 平成 22 年度に供用予定の東九州自動車道(門川～日向、高鍋～西都) の I C の名称。	意見照会のみ (H21. 7. 9 照会) 決定日は不明
				(22 年度) 平成 23 年度に供用予定の地域高規格道路都城志布志道路(平塚～梅北) の I C の名称及び同区間における案内標識の配置。	H22. 12. 9 開催・決定
				(23 年度) 平成 24 年度供用予定の東九州自動車道(高鍋～都農等) の I C の名称及び同区間における案内標識の配置。	H23. 10. 26 開催・決定

(注) 1 当局の調査結果による。

2 福岡地域部会における平成 21 年度及び 22 年度の開催実績は資料が保存されておらず不明。

3 宮崎地域部会における平成 21 年度の東九州自動車道(門川～日向、高鍋～西都) の I C の名称の決定日については資料が保存されておらず不明。

2 不法占用対策の推進

(1) 不法占用物件の的確な把握・指導記録の整理

通 知	説明図表番号
<p>道路に工作物、物件等を設け、継続して道路を使用しようとする者は、道路法第 32 条により、道路管理者の許可を受けなければならないとされている。</p> <p>道路管理者は、許可を受けずに工作物等により道路を不法に占有している者に対しては、道路法第 71 条第 1 項の規定に基づき、当該不法占有物件の除去等の監督処分を行うことができるとされている。</p> <p>なお、許可を受けずに工作物等により道路を不法に占有している者に対しては、道路法第 100 条により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科される。</p>	<p>表 1 - (1) - ①</p>
<p>【制度の概要等】</p> <p>ア 不法占有物件の把握</p> <p>九州地方整備局では、「不法占有是正対策の強化について」（平成 11 年 5 月 17 日付け建九道政第 272 号九州地方建設局道路部長通知。以下「道路部長通知」という。）により、不法占有の早期解消を図るため、職員による現地指導及び道路巡回時の指導等を実施することとしており、国道事務所等及び維持出張所の職員による不法占有物件の把握及び是正指導が行われている（注）。</p> <p>（注） 『「不法占有是正対策の強化について」の取り扱いについて』（平成 11 年 5 月 17 日付け第 273 号九州地方建設局道路部長通知。以下「取扱通知」という。）により、把握及び是正指導を行う不法占有物件について、その対象は一切の不法占有物件とするが、i) 職員による現地指導では、特に自家用看板、日除け、商品置き場等現地での個別指導を行いやすい物件を中心とする、ii) 道路巡回時の指導では、商品置き場やガソリンスタンド看板等継続性の高い悪質な物件を中心とするとしている。</p> <p>また、国道事務所等は、道路部長通知により、上記の不法占有対策の実績を四半期ごとに、九州地方整備局に報告することとされている。</p> <p>また、国土交通省では、直轄国道における適正な道路利用を確保するため、不法占有の是正に関する事業を特に推進する必要がある区域において、計画的に不法占有の是正を推進することにより、道路の構造の保全と円滑な道路交通の確保に資するため、道路占有適正化促進事業実施要領（平成 20 年 3 月 28 日付け国道利第 32 号国土交通省道路局路政課長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、道路占有適正化促進事業（以下「適正化事業」という。）を実施している。同事業では、その対象物件を立看板、突出看板等の看板類、日除け、投光器等とされている。</p> <p>実施要領では、不法占有物件の実態把握を実施することとされており、その実態把握に当たっては、不法占有物件の実態調査（規格、構造、所有者の住所、氏名等）を行い、不法占有物件調書・地図等を作成することとされている。</p> <p>なお、実態調査により把握した不法占有物件については、「占有許可可能物件」、「是正後占有許可可能物件」、「占有許可不可能物件」ごとに分類するこ</p>	<p>表 2 - (1) - ①</p> <p>表 2 - (1) - ②</p>

ととされている。

また、適正化事業の実施に際しては、「不法占用物件の実態把握」として行う業務、「不法占用物件の指導等」において使用する書類の作成、個別指導後の事跡の記録作成、不法占用台帳の整理等の業務を道路占用適正化促進事業経費により委託する等、事業の円滑な実施に努めることとされている。

イ 不法占用物件に対する指導の記録

実施要領では、不法占用物件の実態把握に当たっては、継続的に指導・監督に十分対応できるようそのシステム化に努めることとされている。

また、実態把握した不法占用物件については、個別訪問により速やかに指導を行い、個別指導後にその事跡を記録し、継続的に指導、監督が行えるようにすることとされている。

【調査結果】

当局が調査した国道事務所等のうち4国道事務所等では、不法占用物件を、
i) 突出看板、日除け及び投光器等の建築物等に固定された物件（以下「固定型物件」という。）、ii) 立看板、置き看板及びのぼり旗など移動が容易で即時に撤去可能な物件（以下「移動型物件」という。）の二つに区分し、主に固定型物件については適正化事業における外部委託により、移動型物件については職員が巡回パトロール等により把握することとしている。

表2-(1)-③

一方で、3国道事務所等では、両物件を区分せず適正化事業における外部委託及び職員による巡回パトロール等において把握することとしている。

また、国道事務所等における平成21年度から23年度までの適正化事業の実施状況をみると、いずれも外部委託により、不法占用物件の実態把握を行っている（注）。調査した国道事務所等の不法占用物件数をみると、平成21年度末で5,089件、22年度末で4,964件、23年度末で4,810件となっており、21年度末と23年度末を比較すると、約5.5%減少している。

表2-(1)-④

表2-(1)-⑤

（注） 長崎河川国道事務所は体制の事情から平成23年度は未実施、宮崎河川国道事務所は口蹄疫問題に対応するため22年度は未実施

今回当局が、国道事務所等及び維持出張所における不法占用物件の把握状況及びその記録について調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 不法占用物件の把握

当局が歩行調査において把握した、歩行者にとって通行の支障等となっている16件の不法占用物件について、当該物件を管轄する維持出張所が把握しているか確認したところ3維持出張所において、6件が把握されていなかった。

表2-(1)-⑥

このことは、維持出張所の道路巡回（徒歩巡回）時において歩行者等の安全性確保の観点に立った不法占用物件の把握が十分に行われていないことが原因の一つと考えられる。

イ 指導等の記録整理

当局が国道事務所等及び維持出張所における不法占用物件に係る是正指導の記録を調査した結果、以下のとおり記録の整理が不十分であり、継続的な指導・監督に資するものとなっていない状況がみられた。

(ア) 国道事務所等関係

- ① 適正化事業で把握した不法占用物件に対しては職員が指導を行う場合もあるとしているが、不法占用物件台帳等をみると委託業者による説明記録のみで、職員が指導を行った実績が記録されていないもの（3国道事務所等） 表2-(1)-⑦
- ② 不法占用物件台帳に指導内容等が未記入となっているものがあるもの（1国道事務所等） 表2-(1)-⑧
- ③ 不法占用物件台帳の指導内容の記載欄には「警告書を配付」と記載されているが、実際には個別説明書の誤りであり、国道事務所はその誤りを把握していないもの（1国道事務所等） 表2-(1)-⑨

(イ) 維持出張所関係

- ① 維持出張所職員等が把握した不法占用物件に係る是正指導の記録をみると、パトロール日誌等に記録しているのみで、是正指導に係る過去の経緯が一覧できるような記録となっていない。このため、継続的に指導、監督を行うことが困難な状態となっているもの（6維持出張所） 表2-(1)-⑩

是正指導の経過が一覧できる記録を行っていない理由について、4維持出張所では、移動型物件を把握及び是正指導の対象としており、当該物件は、指導の都度、改善（撤去）されていることから、経過を一覧できる記録の必要性が認められないためとしている。

一方で、管内の不法占用物件に対する是正指導の経過が一覧できる独自の様式（注）を作成して記録している国道事務所等がみられた。

（注） 把握年月日、場所、所有者及び指導の経過等を一覧にしたもの

- ② 指導したが即時には是正されなかった移動型物件について、指導記録を組織として整備していないため、その後の指導状況が不明となっているもの（1維持出張所） 表2-(1)-⑪
- ③ 平成23年度に、「職員による現地指導」を13回（指導件数：146件）行っているが、「現地調査簿」として、不法占用の状況、写真、指導の経緯が記録されているのは3回分（同49件）のみで、他の10回分（同97件）については、不法占用対策報告書に対象物件及びその個数は記載されているものの、不法占用の状況、指導の経過等を記録した資料が作成されていないもの（1維持出張所） 表2-(1)-⑫

上記の原因として、国道事務所等では、適正化事業において委託業者から提出される不法占用物件台帳を成果物として捉え、自らの次回以降の指導等に活用するという認識が薄いこと、また、維持出張所では、不法占用物件を

継続的に是正していくという認識が薄いことが考えられる。

なお、不法占用が長期化しているもの、継続して繰り返すものがみられることから、これら是正のためには、不法占用物件の把握状況及び指導状況を的確に記録することが重要と考えられる。

【所見】

したがって、九州地方整備局は、不法占用物件の的確な把握及び指導記録の整理を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 徒歩巡回時には歩行者等のより一層の安全性確保を図るため、その障害となる不法占用物件を的確に把握すること。
- ② 不法占用物件に係る是正指導の記録が、継続的な指導・監督に資するものとなるよう、不法占用物件台帳に指導の経過を正確に記録すること。

また、不法占用物件台帳を作成していない移動型物件についても、是正指導の経過が一覧できるようその記録を整備すること。

表 2 - (1) - ① 不法占用是正対策に係る九州地方整備局の通知

○ 不法占用是正対策の強化について（平成11年5月17日付け建九道政第272号九州地方建設局道路部長通知）（抜粋）

不法占用については是正の努力は行われているものの、今なお相当数が存置されているもので、下記のとおり不法占用是正対策を強化し、不法占用の早期解消を図り、もって道路管理に万全を期すよう通知する。

記

1 不法占用是正対策

不法占用の早期解消を図るため、下記の対策を中心として不法占用是正対策の強化を図ること。

- (1) 職員による現地指導
- (2) 道路巡回時の指導
- (3) 根付き看板、高架下等への指導
- (4) 維持作業(清掃作業)による撤去
- (5) 屋外広告物条例による撤去
- (6) 道路占用適正化促進事業の活用
- (7) その他の措置

2 不法占用是正計画書

不法占用対策が計画的に行われるよう、毎年度「不法占用物件是正計画書」（様式第1）を作成し、4月30日までに路政課長あて提出すること。（平成元年3月3日、建九道政第86号、自家用看板等による道路の不法占用の是正についてによる）

3 不法占用対策年間計画

不法占用対策が計画的に行われるよう、毎年度「不法占用対策年間計画表」（様式第2）を作成し、4月30日までに路政課長あて提出すること。

4 実績報告

四半期ごとの不法占用対策の実績を、「不法占用対策報告書」（様式第3）により翌月の15日までに路政課長あて報告すること。

5 監督処分、行政代執行、告発

当方の指導によっても是正を行わない物件所有者に対しては、監督処分、行政代執行、告発について検討すること。

なお、監督処分、行政代執行を行うにあたっては行政手続法に基づく聴聞等の手続きを要するので注意すること。

様式1～3（略）

○ 「不法占用是正対策の強化について」の取り扱いについて（平成11年5月17日付け建九道政第273号、建九道管第135号九州地方建設局道路部路政課長、道路管理課長通知）（抜粋）

I 部長通達1「不法占用是正対策」について

1 不法占用物件別の対応については下記の対策を参考として行うこと。

- (1) 合法化可能物件
 - ① 職員による現地指導
 - ② 道路巡回時の指導
 - ③ 道路占用適正化促進事業の活用
 - ④ その他
- (2) 合法化不可能物件
 - ① 職員による現地指導
 - ② 道路巡回時の指導
 - ③ 根付き看板、高架下等不法占用への指導
 - ④ 道路占用適正化促進事業の活用
 - ⑤ その他
- (3) 立て看板、巻き付け看板等
 - ① 維持作業(清掃作業)による撤去
 - ② 屋外広告物条例による撤去
 - ③ その他

2 部長通達 1 (1) 「職員による現地指導」について

(1) 内容

不法占用物件の所有者、管理者等へ戸別訪問を行い、占有申請、物件の撤去、改造等を行うよう指導する。指導は2名以上の職員等で行う。

(2) 標準作業回数

作業回数は1出張所につき月1回以上を標準とし、毎月の定例日を設定し実施する。事務所職員も可能な限り参加する。

(3) 対象物件

一切の不法占有物件とするが、特に自家用看板、日除け、商品置き場等現地での個別指導を行いやすい物件を中心とする。

(4) 指導方法

- ① パンフレットを配布し占有制度について説明する。
- ② 占有許可可能物件については、占有申請又は撤去を指導する。
- ③ 合法化不可能物件については撤去又は改造を指導する。
- ④ 指導に従わない者については警告書(様式第1、2)を発行する。

3 部長通達 1 (2) 「道路巡回時の指導」について

(1) 内容

道路巡回時に不法占有物件に対する現地指導をおこなう。

(2) 対象物件

一切の不法占有物件とするが、商品置き場やガソリンスタンド看板等、継続性の高い悪質な物件を中心とする。

(3) 巡回体制と対応方法

- ① 出張所長は、巡回計画の作成にあたっては不法占有是正の重点指導区間、指導物件を定める。また、巡回1回につき1km以上の徒歩巡回を行うよう努める。
- ② 巡回者は出張所長より指示された物件への指導を行う。また、立て看板(木枠に紙貼りもしくは布貼り)をし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙を貼り、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立てかけられているものに限る。以下同。)及びはり札(ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙を貼り、容易に取りはずすことができる状態で工作物等に取り付けられているものに限る。以下同。)等の撤去を行う。
- ③ 高架下、側道等は不法占有物件が放置されやすいので適宜巡回を行う。
- ④ 巡回者は指導の内容と結果、撤去した物件の数量等を道路パトロール日記に記載する。

4 部長通達 1 (3) 「根付き看板、高架下等不法占有への指導」について (略)

5 部長通達 1 (4) 「維持作業(清掃作業)による撤去」について

(1) 内容

業務委託している維持作業の一環として清掃作業を行い、ゴミの類と見なされる物件の撤去を行うものである。

(2) 標準作業回数

作業回数は1出張所につき月1回を標準とし、市街部はそれ以上とする。

(3) 対象物件と対応方法

① 立看板、巻付け看板

除却のうえ、原則として3ヶ月間保管し、所有者からの引き取りがない場合は処分する。

② のぼり旗

汚損したもの、イベントの終了したもの等、財産価値がないと認められる物については除却のうえ、原則として3ヶ月間保管し、所有者からの引き取りがない場合は処分する。

③ 放置自転車

明らかに所有権が放棄され、かつ走行機能のないゴミの類と認められる物については除却のうえ、原則として3ヶ月間保管し、所有者からの引き取りがない場合は処分する。

④ その他の物件

当該物件の経済的価値、置かれている状況等を総合的に判断して、明らかに所有権を放棄しゴミの類と認められる物については①に準じて処分する。

なお、疑義がある場合は出張所長の指示により対応させる。

(4) 作業に従事する者は身分証明書を携帯し、地元とトラブルがあった場合直ちに出張所へ連絡し対応すること。

6 部長通達 1 (5) 「屋外広告物条例による対応」について (略)

7 部長通達 1 (6) 「道路占有適正化促進事業の活用」について

道路占有適正化促進事業を活用できるよう予算措置等を行う。

8 その他の措置（略）

II（略）

III 出張所の不法占用対策実績報告について

出張所長は毎月の不法占用対策の実績を、「不法占用対策実績報告書」（様式第3）により、翌月の5日までに事務所長あて報告すること。

IV 不法占用物件台帳の整備について

不法占用物件台帳は、原則として四半期ごとに実態調査の上、更新するものとする。

V 事務所内調整

道路管理担当課長は当該事務所の管轄区域における不法占用対策（巡回を含む）に関する企画立案を行うとともに、事務所・出張所間の連絡調整にあたるものとする。

VI 不法占用に関する指導について

本局は年度当初に不法占用ヒアリングを行い、事務所道路管理担当課長から各工事事務所の不法占用是正計画の説明を受け、当該年度の不法占用対策が適切に行われるよう指導を行うものとする。

また本局は四半期ごとの不法占用対策実績報告書の結果に基づき、当該年度の残期間の不法占用対策が効果的に行われるよう指導を行うものとする。

（様式第1・・・許可できるもの）

警 告 書

年 月 日

あなたが、道路上に設置している物件（ ）は建設省の道路占用許可を得ていないので、不法占用となっています。

つきましては、すみやかに占用許可申請手続きをとってください。

なお、占用申請等行う場合は下記連絡先まで連絡願います。許可申請手続きがない場合は、おって道路法により当方で必要な措置を講ずることとなりますので念のため申し添えます。

（連絡先）

建設省・・・工事事務所
・・・出張所・・・係
TEL・・・－・・・

（様式第2・・・許可できないもの）

警 告 書

年 月 日

あなたが、道路上に設置している物件（ ）は建設省の道路占用許可基準に適合しておらず、占用許可できません。

つきましては、占用許可基準に適合するよう改善したうえで占用許可申請手続きをとるか、又は、すみやかに撤去してください。

何らかの是正措置がとられない場合は、おって道路法により当方で必要な措置を講ずることとなりますので念のため申し添えます。

（連絡先）

建設省・・・工事事務所
・・・出張所・・・係
TEL・・・－・・・

（様式第3）（略）

（注）下線は、当局が付した。

表 2 - (1) - ② 道路占用適正化促進事業実施要領(平成 20 年 3 月 28 日付け国道利第 32 号国土交通省道路局路政課長通知)(抜粋)

<p>1 目的</p> <p><u>道路占用適正化促進事業(以下「適正化事業」という。)は、直轄国道における適正な道路利用を確保するため、不法占用の是正に関する事業を特に推進する必要がある区域において、その事務の一部について道路占用適正化促進事業関係経費を活用して計画的に不法占用の是正を推進することにより、もって道路の構造の保全と、円滑な道路交通の確保に資することを目的とする。</u></p> <p>2 事業計画の策定</p> <p>(1) 適正化事業の実施に当たっては、各地方整備局において、地域の実情および不法占用の状況等を勘案して、重点的に不法占用の是正を推進すべき区域等を定めた平成 22 年度までの事業計画(別紙-1)を策定すること。</p> <p>(2) 事業計画には、対象区域、対象物件を定めるとともに、不法占用物件の実態把握、指導、道路占用制度の周知、関係行政機関等との連携について具体的に記載すること。</p> <p>(3) 対象区域は、原則として、人口が集中している D I D 地区内の直轄国道の区域内において特に不法占用物件の是正を促進する必要がある区域とする。ただし、D I D 地区外の直轄国道であっても不法占用物件が歩道等の幅員を狭め、道路の構造又は交通に支障を及ぼしており、早急にその是正を図る必要がある区域がある場合には、当該区域を対象に加えること。</p> <p><u>(4) 対象物件は、立看板、突出看板等の看板類(以下「看板類」という。)、日除け、投光器等を対象とし、このほかに特に対象とすべき物件が存在する場合には、各地方整備局の実情においてこれに加えること。</u></p> <p>3 不法占用物件の実態把握</p> <p><u>(1) 実態把握にあたっては、不法占用物件の実態調査(規格、構造、所有者の住所、氏名等)を行い、不法占用物件調査書・地図等を作成すること。</u> <u>(不法占用物件調査書、地図等の作成項目)</u> <u>ア 不法占用物件位置図(別紙-2)</u> <u>イ 不法占用物件調査書(別紙-3)</u> <u>ウ 不法占用物件台帳(別紙-4)</u></p> <p>また、不法占用物件の実態把握に当たっては、継続的な指導・監督に十分対応できるようそのシステム化に努めるものとする。</p> <p>なお、様式については、現在使用しているものを利用できる場合にあっては、特に変更を要しない。</p> <p>(2) 実態調査により把握した不法占用物件については、「占用許可可能物件」、「是正後占用許可可能物件」、「占用許可不可能物件」毎に分類すること。</p> <p>4 不法占用物件の指導等</p> <p><u>(1) 実態把握した不法占用物件については、個別訪問により速やかに指導を行い、個別指導後にその事跡を記録し、継続的に指導、監督が行えるようにすること。</u></p> <p><u>(2) 占用許可可能物件、是正後占用許可可能物件については、個別訪問に際して、道路占用制度の概要を記したものを、道路占用許可申請書等を持参し、不法占用物件の設置者に対して、道路占用制度の説明を行い、速やかに占用許可申請手続を行うように指導すること。</u></p> <p><u>(3) 占用許可不可能物件については、個別訪問に際して、道路占用制度の概要を記したものを持参し、不法占用物件の設置者に対して道路占用制度の説明、撤去の指導及び勧告等を積極的に行うこと。</u></p> <p>(4) 占用期間が満了する占有物件については、再申請を行わないため不法占有になることのないよう事前の通知、申請用紙の送付等積極的な周知措置を図り、もって適正な占用の指導を徹底すること。</p> <p>(5) 看板類については、製品メーカーが商品 P R 用看板を作成し小売店等に不法占有の状態で設置させている事例が見受けられるため、小売店等の指導に併せて、必要に応じてこれらのメーカーの本社、支社等に対して道路占用許可を受けずに設置することがないよう是正を依頼するとともに、下部機関への指導徹底を図るよう依頼すること。</p> <p>(6) 看板類の是正を促進させるためには、看板設置者等の道路占用制度の理解を深める必要があることから、屋外広告業団体に対して会員への指導及び道路占用制度の周知を図るよう協力を要請すること。</p> <p>(7) 上記(5)及び(6)について、全国組織の業界団体等に対して協力の要請をするうえで、本省からの要請が効果的と考えられる場合には次に掲げる書類を当職あて送付すること。</p> <p>ア 全国組織の業界団体等に対する協力の要請に係る路政課長あて上申書(別紙-5)</p> <p>イ 添付資料</p> <p>① 不法占有の状態を表す書類</p> <p>② 指導経過</p> <p>③ その他参考となる資料</p>

(8) 道路管理者が不法占用の改善、撤去の勧告等の行政指導を繰り返し行っているにもかかわらず不法占有状態が解消されないなど悪質なものについて、道路管理者は監督処分等による是正措置を図ること。

5 道路占有制度の周知

(1) 道路占有の適正化を効果的に実施するためには、地域における道路の適正な利用についての認識を高める必要があることから、沿道住民、商店会等に対して道路占有制度の周知を図るとともに、必要に応じて商店会等に対して道路占有制度の説明会を行うよう調整に努めること。

(2) 適正化事業の実施にあたっては、地方公共団体の広報紙に掲載を依頼する等その周知に積極的に努めること。

6 関係行政機関等との連携

(1) 不法占有の是正を促進させるためには、他の道路管理者、地方公共団体の屋外広告物担当部局、警察等(以下「関係行政機関」という。)との連携が有効であるため、地方整備局は、適正化事業の実施にあたって関係行政機関の協力が得られるよう、事業計画の策定段階より関係行政機関と連携を図ること。

(2) 地方整備局は、適正化事業の実施にあたって関係行政機関と連携を図るため、定期的に打合せを行い、積極的に合同パトロール等を行うこと。

(3) 適正化事業を効果的に実施するためには、関係行政機関ばかりでなく、道路管理者と地元商店会等が一体となって対処することが効果的であるため、商店会等の協力体制を確立し、地域ぐるみで不法占有の是正を図られるよう、必要に応じて不法占有是正対策に係る協議会の設置に努めること。

7 実績報告

当該年度に実施した適正化事業の内容については、「道路占有適正化促進事業実績報告書」(別紙-6)により、翌年度の5月末日までに、当職あて報告すること。

なお、過年度に適正化事業を実施したもので是正が図れず存置された不法占有物件については、その是正状況を併せて報告すること。

8 道路占有適正化促進事業関係経費

適正化事業の実施に際しては、以下に掲げる業務を道路占有適正化促進事業関係経費により委託する等、事業の円滑な実施に努めること。

(1) 上記3の「不法占有物件の実態把握」として行う業務。

(2) 上記4の「不法占有物件の指導等」において使用する書類等の作成、個別指導後の事跡の記録作成、不法占有台帳の整理等の業務。

(3) 上記5の「道路占有制度の周知」において使用する資料の作成等の業務。

別紙1～6(略)

(注) 下線は、当局が付した。

表2-(1)-③ 適正化事業及び職員による把握の対象物件

国道事務所等	適正化事業による把握		職員による把握	
	固定型物件	移動型物件	固定型物件	移動型物件
福岡国道事務所	○	×	△	○
北九州国道事務所	○	×	△	○
佐賀国道事務所	○	×	△	○
長崎河川国道事務所	区分せず把握		区分せず把握	
熊本河川国道事務所	区分せず把握		区分せず把握	
大分河川国道事務所	○	×	△	○
宮崎河川国道事務所	区分せず把握		区分せず把握	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 △は、一部職員による把握を行っているとしているものである。

表 2 - (1) - ④ 適正化事業の実施状況 (国道事務所等)

国道事務所等	年度	実施区域及び延長 (km)		外部委託業務	契約額 (円)
福岡国道事務所	平成 21 年度	国道 202 号(福岡市博多区堅粕～同市西区福重)	10.88	不法占用物件の実態把握、台帳作成・更新、個別説明等	5,376,000
		国道3号(久留米市～八女市)	16.36		
		国道 210 号(久留米市内)	20.30		
		計	47.54		3,097,500
	23 年度	国道3号(古賀市～筑紫野市)	43.545		7,140,000
		国道 208 号(大牟田市～大川市)	28.645		
国道 209 号(みやま市～久留米市)		26.903			
	計	99.093			
北九州国道事務所	21 年度	国道 10 号(行橋市～築上郡吉富町)	27.61	不法占用物件の実態把握、台帳作成・更新、個別説明等	3,150,000
		国道 201 号(飯塚市穂波町)	1.34		
		同 (飯塚市蓮台寺～田川郡糸田町)	13.615		
		同 (京都郡みやこ町～行橋市行事)	10.94		
		計	53.505		
	22 年度	国道3号(北九州市小倉北区～福津市上西郷)	44.90	不法占用物件の実態把握、台帳作成・更新等	1,900,500
		国道 200 号(北九州市八幡西区～直方市屯野)	14.66		
		同ハイパス(北九州市八幡西区馬場山～直方市屯野)	4.00		
		計	63.56		
	23 年度	国道 10 号(北九州市小倉南区～築上郡上毛町)	49.00	個別説明なし(注)	4,168,500
		国道 201 号(飯塚市伊川～行橋市行事)	38.70		
		同ハイパス(飯塚市穂波町～同市下三緒)	3.10		
	計	90.80			
佐賀国道事務所	21 年度	国道3号(基山町～鳥栖市)	11.476	不法占用物件の実態把握、台帳作成・更新、個別説明等	3,360,000
		国道 34 号(鳥栖市～嬉野市)	70.248		
		国道 35 号(武雄市～西松浦郡有田町)	17.723		
		国道 202 号(唐津市～西松浦郡有田町)	43.521		
		国道 203 号(唐津市～小城市)	25.789		
		国道 208 号(佐賀市)	5.746		
		計	174.503		
	22 年度	国道3号(基山町～鳥栖市)	11.476	2,835,000	
		国道 34 号(鳥栖市～嬉野市)	54.656		
		国道 35 号(武雄市～西松浦郡有田町)	7.201		
		国道 202 号(唐津市～西松浦郡有田町)	42.539		
		国道 203 号(唐津市～小城市)	17.076		
		国道 208 号(佐賀市)	5.746		
		計	138.694		
	23 年度	国道3号(基山町～鳥栖市)	11.476	3,675,000	
		国道 34 号(鳥栖市～嬉野市)	65.520		
		国道 35 号(武雄市～西松浦郡有田町)	17.723		
		国道 202 号(唐津市～西松浦郡有田町)	42.539		
国道 203 号(唐津市～小城市)		25.789			
国道 208 号(佐賀市)		5.746			
	計	168.793			
長崎河川国道事務所	21 年度	国道 34 号(大村市～長崎市)	38.5	不法占用物件の実態把握、台帳作成・更新、個別説明等	2,341,500
		※ ただし、諫早市のうち旧多良見町及び長崎市のうち日見バイパスは除く。			
		国道 35 号(佐世保市)	17.6		
		国道 57 号(島原市)	3.6		
		国道 57 号(諫早市。ただし、旧森山町は除く。)	8.8		
		国道 205 号(佐世保市)	10.4		
	計	78.9			

国道事務所等	年度	実施区域及び延長 (km)		外部委託業務	契約額 (円)
長崎河川国道事務所	22年度	国道34号(東彼杵郡東彼杵町)	13.3	不法占用物件の実態把握、台帳作成・更新、個別説明等	1,890,000
		国道34号(諫早市多良見町)	3.5		
		国道57号(南島原市～諫早市森山町)	48.7		
		国道205号(東彼杵郡川棚町～東彼杵郡東彼杵町)	12.8		
	計	78.3			
23年度		0	外部委託なし(体制上の理由による)		
熊本河川国道事務所	21年度	国道3号(熊本市内179k168～201k380)	22.212	不法占用物件の実態把握、台帳作成・更新、個別説明等	4,095,000
		国道57号(阿蘇市～宇城市三角町)	92.443		
		計	114.655		
	22年度	国道3号(熊本市内166k100～201k380)	35.280		3,150,000
		同(宇城市内201k380～215k900)	14.520		
		国道57号(熊本市内100k700～116k500)	15.800		
		国道208号(熊本市内0k200～7k000)	6.800		
	計	72.400			
	23年度	国道3号(熊本市内179k168～201k380)	22.212		3,465,000
		同(八代維持出張所管内(215k900～286k357))	70.457		
国道57号(熊本市内100k700～116k500)		15.800			
計	108.469				
大分河川国道事務所	21年度	国道10号(中津市三光～大分市上戸次)	95.4	不法占用物件の実態把握、台帳作成・更新、個別説明等	4,546,500
		国道210号(日田市川下～大分市光吉)	97.4		
		計	192.8		
	22年度	国道10号(中津市三光～大分市上戸次)	95.4		2,782,500
		国道210号(日田維持出張所管内及び由布市は除く。)	8.1		
		計	103.5		
	23年度	国道10号(中津市三光～大分市上戸次)	95.4		4,725,000
		国道210号(日田市川下～大分市光吉)	97.4		
		計	192.8		
宮崎河川国道事務所	21年度	国道10号(宮崎市佐土原町～宮崎市大塚町)及び国道220号(宮崎市橋通～宮崎市源藤町)	36.00	不法占用物件の実態把握、台帳作成・更新、個別説明等	2,488,500
		計	36.00		
	22年度		0	外部委託なし(口蹄疫の発生のため)	
	23年度	国道10号(宮崎市佐土原町～宮崎市大塚町)及び国道220号(宮崎市橋通～宮崎市源藤町)	36.00	不法占用物件の実態把握、台帳作成・更新、個別説明等	2,205,000
		計	36.00		

(注) 1 国道事務所等の資料により当局が作成した。

2 北九州国道事務所では、平成22年度、23年度は実態把握、台帳作成等のみを委託し、個別説明については24年度に委託する予定としている。

表 2 - (1) - ⑤ 不法占用物件の件数 (国道事務所等)

(単位 : 件)

国道事務所等	平成 21 年度末 (A)	22 年度末 (B)	23 年度末		
			B - A	(C)	C - A
福岡国道事務所	1,359	1,369	10 (0.74%)	1,305	△54 (△3.79%)
北九州国道事務所	809	777	△32 (△3.96%)	750	△59 (△7.29%)
佐賀国道事務所	401	376	△25 (△6.23%)	315	△86 (△21.45%)
長崎河川国道事務所	674	724	50 (7.42%)	706	32 (4.75%)
熊本河川国道事務所	1,080	1,002	△78 (△7.22%)	1,030	△50 (△4.63%)
大分河川国道事務所	365	337	△28 (△7.67%)	328	△37 (△10.14%)
宮崎河川国道事務所	401	379	△22 (△5.49%)	376	△25 (△6.23%)
計	5,089	4,964	△125 (△2.46%)	4,810	△279 (△5.48%)

(注) 1 九州地方整備局の資料により当局が作成した。

2 「B - A」及び「C - A」欄の()内は、平成 21 年度末の件数に対する比率である。
また、「△」は、マイナスであることを示す。

表 2 - (1) - ⑥ 管轄維持出張所が把握していなかった歩道上の不法占用物件

維持出張所	物件の種類	所在地	不法占用物件の概要
福岡維持出張所	カーブミラー (固定型)	国道 3 号 上り 81.78km (福岡市)	車道と歩道との間に設置されている防護柵にカーブミラーが 2 個設置されている。歩行者等の通行も多い箇所であり、通行の支障となっている。
	畑 (固定型)	国道 3 号 BP 下り 72.18km (福岡市)	歩道上に道路占用許可を行うことができない野菜畑(幅 80cm、長さ 10m 程度)が設置されてキュウリ等が植栽され、ツル用のネットや棒も設置されている。野菜が成長してくると歩行者等の通行の支障になるおそれがある。
	レンガ (固定型)	国道 3 号 BP 下り 73.03km (福岡市)	歩道上の花壇を囲んでレンガが設置(約 50 個)されており、歩道上や車道に転がった場合には、通行の支障となること、歩行者がつまづくなどの原因となるおそれがある。
	移動型看板 (移動型)	国道 3 号 上り 62.4km (古賀市)	歩道にある車止めの一部に近隣の業者が広告を貼付しているため、車止めの反射板が隠されており、歩行者等の夜間の通行の支障になるおそれがある。
大村維持出張所	踏み台 (固定型)	国道 34 号 下り 126.0km (長崎市)	店舗前の歩道上に、店舗に出入りするためのコンクリート製の踏み台が設置されており、通行の支障になるおそれがある。
宮崎維持出張所	ごみ箱 (移動型)	国道 220 号 0.3km (宮崎市)	歩道上の構造物にごみ箱が鎖で固定されているため、構造物に貼付された反射材が隠されており、歩行者等の夜間の通行の支障になるおそれがある。

(注) 当局の調査結果による。

表2-1(1)-⑦ 適正化事業で把握した不法占有物件に対する職員による指導・文書による指導の実施状況

国道事務所等	職員による指導の実施状況		文書による指導の実施状況	
	実施状況(対象物件、頻度・回数等)	不法占有物件台帳への記載状況	有無	未実施の理由等
福岡国道事務所	<p>適正化事業における外部委託で把握している固定型物件については、委託業者が個別説明を行っており、国道事務所では、国道事務所職員が指導を行ったものもあると思われるが、記録がなく、対象物件、実施方法は不明である。</p> <p>福岡維持出張所では、固定型物件に対する指導については、適正化事業における外部委託で実施するものと理解していたとして、管内分の不法占有物件台帳に登録の物件については指導を行っていないとしている。</p>	<p>記載していない。</p> <p>国道3号(福岡維持出張所管内分)、208号及び209号の当初把握から5年以上経過している不法占有物件台帳201件から20件を抽出して、指導状況の記載欄をみたところ、いずれも委託業者による個別説明の記録のみで、職員による指導の記録はみられなかった。</p>	無	文書による指導を行った場合、所有者等の態度が硬化し、以後の交渉が行いにくくなると思われるためとしている(福岡国道事務所)。
北九州国道事務所	<p>適正化事業における外部委託で把握している固定型物件については、委託業者が個別説明を行っており、国道事務所では、国道事務所職員が指導を行ったものもあると思われるが、記録がなく、対象物件、実施方法は不明である。</p> <p>八幡維持出張所では、固定型物件に対する指導については、適正化事業における外部委託で実施するものと理解していたとして、管内分の不法占有物件台帳に登録の物件については指導を行っていないとしている。</p>	<p>記載していない。</p> <p>全不法占有物件台帳のうち当初把握から5年以上経過しているもの417件から20件を抽出し、指導状況の記載欄をみたところ、いずれも委託業者による個別説明の記録のみで、職員による指導の記録はみられなかった。</p>	無	文書による指導を行った場合、所有者等の態度が硬化し、以後の交渉が行いにくくなると思われるためとしている(北九州国道事務所)。
佐賀国道事務所	<p>適正化事業における外部委託で把握している固定型物件については、職員による指導の対象とはしていない。国道事務所では、不法占有物件台帳の受領後、新規に発生した不法占有物件や継続して不法占有となっている物件の所有者に対して、職員自らが指導を行う等の対応は行っておらず、委託業者による個別説明が行われるのみとしている。</p> <p>この理由については、同事務所では、他の業務のため余裕がないこととしている。</p> <p>なお、同事務所では、必要に応じて、委託業者が行う個別説明に維持出張所職員が同行する場合があるとしている。</p>	<p>個別説明に職員が同行した場合は、委託業者が「出張所職員と合同」として、維持出張所職員が同行した旨を不法占有台帳に記載している。</p>	無	文書による指導が必要なほど危険性のある物件等が管内にはなく、また、文書指導を行うより、必要に応じて職員も同行する形で個別説明を繰り返していることなどが効果的であると判断している(佐賀国道事務所)。
長崎河川国道事務所	<p>河川国道事務所職員が委託業者から不法占有物件台帳を受領した後(翌年度)、河川国道事務所職員が維持出張所職員に同行して、職員による現地指導を行っているとしている。</p> <p>職員による現地指導の対象物件については、同事務所では、適正化事業における外部委託で新たに把握した物件(固定型・移動型の両方)、維持出張所における道路巡回等において把握した物件(同上)のうち、通行の支障によっている等程度が悪い物件を優先的に選定しているとしている。</p> <p>また、実施区域については、不法占有対策報告書によると、平成22年度、</p>	<p>指導を行った場合、不法占有物件の一覧表(把握年月日、場所、所有者及び指導の経過等を一覧にした独自の様式)と不法占有物件台帳の両方に、指導の経過を記載している(長崎河川国道事務所)。</p>	無	文書による指導が必要なほど通行の支障となっている等の悪質な物件が無いこともあるが文書指導を行うよりも繰り返しの口頭指導を行う方が効果的と考えているためとしている(長崎河川国道事務所)。

国道事務所等	職員による指導の実施状況		文書による指導の実施状況	
	実施状況(対象物件、頻度、回数等)	不法占有物件台帳への記載状況	有無	未実施の理由等
長崎河川国道事務所	23年度は、i) 大村維持出張所管内では、管内の3市(長崎市、諫早市及び大村市)の市街地を1年間で概ね一巡している、ii) 佐世保維持出張所管内では、不法占有物件が多い区域(佐世保市役所から佐世保駅間)において重点的に実施している。 なお、河川国道事務所では、現地指導を行う際には、参考とするため、不法占有物件台帳を携行している。	業者とのトラブルや委託業者から職員に対する同行の依頼により、職員が個別説明に同行した場合は、委託業者が、不法占有物件台帳に「国交省職員同行」等と記録している。	無	道路部長通知等において、不法占有は是正対策の強化を図ることとされているものの、文書指導や刑事告発等を積極的に行うよう求められておらず、また、管内には歩行者等の通行を著しく妨げるほどの不法占有物件はないためとしている(熊本河川国道事務所)。
熊本河川国道事務所	適正化事業における外部委託で把握している不法占有物件については、基本的に委託業者が個別説明等を行っており、業者とのトラブルがあった場合や委託業者から職員に対する同行の依頼があった場合のみ、国道事務所職員が委託業者と同行して、指導を行っている。 また、河川国道事務所では、委託業者からの不法占有物件台帳の受領後や長期間、不法占有が継続している物件については、河川国道事務所職員自らが委託業者を引き継いだ指導は行っていないとしている。 この理由について、同事務所では、管内には、歩行者等の通行上、支障が生じている悪質な不法占有物件はないためとしている。	個別説明に職員が同行した場合、委託業者が台帳とともに国道事務所へ提出する個別説明記録簿に記録している。	無	不法占有している状況が危険な状況にあり、現に支障が生じ、繰り返し指導に従わない場合のみを対象としており、現在のところ管内に該当物件が無いためとしている(大分河川国道事務所)。
大分河川国道事務所	河川国道事務所では、適正化事業における外部委託で把握する固定型物件のうち、過去に所有者が委託業者の説明を聞こうとしなかった等委託業者では対応困難とみられるものについては、職員が個別説明に同行するとしている。 しかし、河川国道事務所では、固定型物件については、維持出張所において、不法占有している状況が危険な状況にあり、現に支障が生じ、繰り返し指導に従わないものがあれば優先的に職員による現地指導を行うこととしているが、現在のところ管内には該当物件が無いことから、移動型物件を中心として指導を行っている。	記載していない。 不法占有説明の実施者が、職員であるか業者であるかまで台帳に記載するところまで求められていないため、特に明記していないとしている(宮崎河川国道事務所)。	無	道路部長通知等において、不法占有は是正対策の強化を図ることとされているものの、文書指導や刑事告発等を積極的に行うよう求められておらず、また、管内には歩行者等の通行を著しく妨げるほどの不法占有物件はないためとしている(宮崎河川国道事務所)。
宮崎河川国道事務所	河川国道事務所では、適正化事業における不法占有物件については、委託業者が個別説明を行っており、委託業者から職員同行の依頼があった場合等必要に応じて河川国道事務所職員が、委託業者と同行して指導を行っているとしている。 また、同事務所では、委託業者からの不法占有物件台帳の受領後や長期間、不法占有が継続している物件については、河川国道事務所職員自らが委託業者を引き継いだ指導は行っていないとしている。 この理由について、同事務所では、管内に歩行者等の通行上、特に支障が生じているような不法占有物件はないため、委託業者による説明と職員による指導時の説明との内容に違いがなく、効果が同じであるためとしている。			

(注) 当局の調査結果による。

表 2 - (1) - ⑧ 不法占用物件台帳に指導内容等が未記入となっていた例

国道事務所等	内 容
長崎河川国道事務所	<p>大村維持出張所管内の長崎市内の不法占用物件台帳 167 件のうち、把握から少なくとも 5 年以上経過している物件が 54 件あり、このうち、指導内容の記載欄が未記入となっているものが 17 件 (31.5%) みられた。また、上記 167 件の中には、直近の 3 年間の指導内容等が記録されていないものが 21 件 (12.6%) みられた。</p> <p>長崎河川国道事務所では、指導を行っても記録を行っていない場合があるとしている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

表 2 - (1) - ⑨ 「個別説明書を配付」を誤って「警告書を配付」と不法占用物件台帳に記載されていた例

国道事務所等	内 容
福岡国道事務所	<p>福岡国道事務所の不法占用物件台帳のうち、国道 208 号及び 209 号 (瀬高維持出張所管内) の 342 件のうち 18 件 (約 5.3%) については、「措置経過の記録」欄に平成 23 年度に警告書を配付した旨の記録があるが、これらはいずれも個別説明書の誤りであった。</p> <p>同国道事務所では、このことを承知しておらず、当局が警告書の内容について確認したところ、上記誤りが分かったものである。同国道事務所では、委託業者が、最初に個別説明書を配付した後、再度個別説明書を配付した場合には、警告書を配付したと記載するものと誤解していたことよるとしている。</p> <p>なお、同国道事務所における不法占用物件台帳には、平成 23 年度のほか、13 年度及び 17 年度にも「警告書を配付した。」旨の記録があり、同国道事務所では、当該記録についても個別説明書の誤りである可能性があるとしている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

表 2 - (1) - ⑩ 維持出張所における「職員による現地指導」の記録整備状況

維持出張所	指導経過が 一覧できる 資料の有無	指導結果の記録整備状況
福岡維持出張所	無	<p>適正化事業以外の職員による現地指導及び道路巡回で把握した移動型の不法占用物件に対する指導の結果については、平成 23 年度は、実施した 13 回（指導件数：146 件）のうち指導結果が記録されているのは 3 回分（同 49 件。全て放置自転車・バイクに係るもの）であり、残りの 10 回分（同 97 件）については、不法占用の状況等が記録・整備されていない。</p> <p>この理由について、福岡維持出張所では、移動型の物件については、口頭で指導を行った都度是正されており、記録が必要なほど悪質な物件がないためとしている。</p> <p>また、通常の道路巡回による是正指導結果については、パトロール日誌に記録している。</p>
八幡維持出張所	無	<p>適正化事業以外の職員による現地指導及び道路巡回で把握した移動型の不法占用物件に対する指導の結果については、1 件ごとに、「不法占用撤去指導報告書」（北九州国道事務所の様式。同事務所に報告）に記録している。</p> <p>また、通常の道路巡回による是正指導結果については、パトロール日誌に記録している。</p>
鳥栖維持出張所	無	<p>職員による現地指導の対象は移動型物件のみとしており、適正化事業以外の職員による現地指導及び道路巡回で把握した移動型の不法占用物件に対する指導の結果については、即日又は数日のうちに撤去されるため、通常はパトロール日誌等に記録している。</p>
大村維持出張所 （長崎河川国道事務所）	有	<p>不法占用物件については、長崎河川国道事務所において、不法占用物件の一覧表（把握年月日、場所、所有者及び指導の経過等を一覧にした独自の様式）により管理しており、職員による現地指導及び通常の道路巡回時の指導記録については、同事務所道路管理第一課占用係が、上記の一覧表に、物件別に、指導の経過が一覧で把握できるように記録を行っている。</p> <p>大村維持出張所における職員による現地指導の際は、同河川国道事務所の職員が同行する場合は当該職員が指導結果を上記一覧表に記録しており、維持出張所単独による現地指導の場合は、指導結果を同河川国道事務所に電子メール等で報告し、同河川国道事務所において一覧表を更新している。</p>
熊本維持出張所	無	<p>職員による現地指導の結果については、各担当者が記録管理し、毎四半期ごとに報告を求められている不法占用対策報告書の提出期限までに指導件数、是正物件数、参加人員等を記録している。</p> <p>また、通常の道路巡回時の指導記録については、パトロール日誌に記録している。</p>
大分維持出張所	無	<p>職員による現地指導の結果については、各担当者が記録管理し、毎四半期ごとに報告を求められている不法占用対策報告書の提出期限までに指導件数、是正物件数、参加人員等を記録している。</p> <p>また、通常の道路巡回における是正指導の結果については、パトロール日誌に記録している。</p>
宮崎維持出張所	無	<p>適正化事業及び道路巡回等により把握した移動型の不法占用物件に対する職員による現地指導の結果については、道路部長通知で定められている不法占用対策報告書の様式に、巡回月日、巡回範囲及び指導件数・撤去物件数のみ記録している。</p> <p>また、通常の道路巡回における是正指導の結果については、パトロール日誌に記録している。</p>

（注）当局の調査結果による。

表 2 - (1) - ⑪ 「職員による現地指導」を行ったが未是正であった物件に対するその後の措置状況が不明となっている例

維持出張所	内 容
大分維持出張所	平成 23 年度、職員による現地指導を 41 件行っているが、移動型物件で未是正のものが 3 件みられる。この 3 件については、現場で是正指導したものの即時の改善が行われなかったものであるが、これらの物件についての指導記録を組織として整備していないため、その後の指導日、指導内容等について不明となっている。

(注) 当局の調査結果による。

表 2 - (1) - ⑫ 大半の「職員による現地指導」に係る不法占用状況、指導経過等の指導記録が整備されていない例

維持出張所	内 容
福岡維持出張所	<p>平成 23 年度、「職員による現地指導」を 13 回（指導件数：146 件）行っているが、「現地調査簿」として、不法占用の状況、写真、指導の経緯が記録されているのは 3 回分（同 49 件）のみであった。</p> <p>他の 10 回分（同 97 件）については、不法占用対策報告書の特記事項欄に放置自転車〇台、のぼり旗〇枚等と対象物件及びその個数が記載されているものの、不法占用の状況、指導の経過等を記録した資料は作成していない状況がみられた。</p> <p>なお、福岡維持出張所では、撤去した放置自転車等の数値を指導件数として、不法占用対策報告書に記載しているが、上記 10 回分の中には、不法占用対策報告書において、指導件数と「特記事項」欄の物件数とが一致していないものが 2 回分みられたものの（注）、他に記録された資料がないことから、その真偽は確認できなかった。</p> <p>(注) 平成 23 年 6 月 6 日実施分（指導件数欄 13 件に対し、特記事項欄は放置バイク 6 台）と 24 年 1 月 14 日実施分（指導件数欄 4 件に対し、特記事項欄は放置自転車 57 台、放置バイク 7 台）</p>

(注) 福岡国道事務所及び福岡維持出張所の資料及び当局の調査結果により作成した。

(2) 不法占用物件の効果的な指導

通 知	説明図表番号
<p>【制度の概要等】</p> <p>九州地方整備局では、道路部長通知において、不法占用是正対策は、職員による現地指導、道路巡回時の指導等を中心として不法占用是正対策の強化を図ることとしている。また、指導によっても是正を行わない物件所有者に対しては、監督処分、行政代執行、告発について検討することとされている。</p> <p>さらに、取扱通知では、i) 職員による現地指導は、一切の不法占用物件を対象物件とする、ii) 指導に従わない者には警告書を発行する、iii) 1出張所につき月1回以上の実施を標準とし、毎月の定例日を設定することとしている。</p> <p>なお、九州地方整備局不法占用物件調査等業務委託事務処理要領（平成13年10月10日付け国九整道政第172号。以下「委託事務処理要領」という。）により、把握した不法占用物件の実態把握、個別指導等を外部委託している。</p> <p>実施要領では、不法占用物件に対する指導については、i) 個別訪問により速やかに指導を行い、個別指導後にその事跡を記録し、継続的に指導、監督が行えるようにすること、ii) 占用許可可能物件、是正後占用許可可能物件については、個別訪問に際して、道路占用制度の概要を記したものの、道路占用許可申請書等を持参し、不法占用物件の設置者に対して、道路占用制度の説明を行い、速やかに占用許可申請手続を行うように指導すること、iii) 占用許可不可能物件については、個別訪問に際して、道路占用制度の概要を記したものを持参し、不法占用物件の設置者に対して道路占用制度の説明、撤去の指導及び勧告等を積極的に行うこととされている。</p> <p>また、監督処分については、道路管理者が不法占用の改善、撤去の勧告等の行政指導を繰り返し行っているにもかかわらず不法占用状態が解消されないなど悪質なものについては、監督処分等による是正措置を図ることとされている。</p> <p>さらに、不法占用の是正を促進させるため、他の道路管理者、地方公共団体の屋外広告物担当部局、警察等との連携が有効であるため、地方整備局はこれらの関係行政機関と連携し、積極的に合同パトロール等を行うこととされている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>ア 適正化事業により把握した物件に係る指導</p> <p>国道事務所等では、適正化事業における外部委託により、主に自家用看板及び日除け等の固定型物件を把握して不法占用物件台帳を作成・補正している。</p> <p>今回、当局が、不法占用物件台帳に記載されている不法占用物件の経過年数を確認できた6国道事務所等において、その経過状況を調査したところ、不法占用が長期化している物件（当初の把握から5年以上経過）が5国道事務所等において50%以上となっている。</p> <p>一方、これら長期化物件に対する国道事務所等における指導状況について</p>	<p>表2-(1)-①</p> <p>表2-(2)-①</p> <p>表2-(1)-②</p> <p>表2-(2)-②</p>

<p>は、いずれも口頭による指導のみで、文書による指導を行っていない。</p> <p>また、不法占用物件台帳の指導状況の記載欄を調査した結果、以下のとおり、指導及び個別説明が継続的、計画的に行われていない状況がみられた。</p> <p>① 2 国道事務所等において、当初把握から 10 年以上経過している不法占用物件 19 件を抽出し、その指導状況を調査したところ、いずれも職員による指導が記録されておらず、委託業者による個別説明（パンフレット等を持参しての制度説明等）が 2 年から 4 年の間隔で行われているのみであり、職員による是正指導が行われているか不明となっている。</p> <p>② 国道 3 号及び 34 号の不法占用物件 56 件を抽出し把握後の経過年数を調査したところ、10 年以上経過しているものが 17 件みられた。</p> <p>これら 17 件について、その指導状況を調査したところ、委託業者による個別説明等に職員が同行した実績があるものは 1 件（1 回）のみとなっている。また、個別説明等の回数を調査したところ、5 回以下のものが 7 件（41.2%）みられた。これらの中には、i）把握した年度に個別説明が 1 回行われたのみとなっているものが 1 件、ii）把握した年度に個別説明が行われた後、10 年以上経過して 2 回目の個別説明が行われているものが 2 件（うち 1 件は占用許可不可能物件）みられた。</p>	<p>表 2 - (2) - ③</p> <p>表 2 - (2) - ④</p>
<p>イ 維持出張所の職員による現地指導</p> <p>今回、当局が、職員による現地指導の実施状況について、維持出張所を調査した結果、以下の状況がみられた。</p> <p>① 実施回数については、月 1 回以上の実施を標準とされているが、平成 21 年度から 23 年度の 3 か年で、毎年度、月平均 1 回以上実施していないもの（1 維持出張所）</p> <p>また、当局の調査において、職員による現地指導の実施回数を把握できた 23 維持出張所では、平成 21 年度から 23 年度の 3 か年で、実施回数が標準回数を満たしていない年度があるもの（16 維持出張所）。このうち、3 か年全て標準回数を満たしていないもの（7 維持出張所）、2 か年標準回数を満たしていないもの（6 維持出張所）</p> <p>② 自家用看板及び日除け等の固定型物件と立看板及びのぼり旗等の移動型物件の両方を是正指導の対象としているもの（3 維持出張所）、一方、移動型物件のみを是正指導の対象としているもの（4 維持出張所）</p> <p>③ 職員による現地指導の内容が、所有権放棄されたと認められる物件（放置自転車・バイク）の撤去が中心となっているもの（1 維持出張所。平成 23 年度の 13 回の現地指導のうち約 7 割に当たる 9 回）</p> <p>なお、放置自転車等の撤去は、取扱通知では、維持作業による清掃の対象物件となっている。</p> <p>上記ア及びイの原因として、i）不法占用是正対策において、国道事務所等及び維持出張所の担当者が業者に依存しすぎていること、ii）実施要領をはじめ道路部長通知及び取扱通知の内容が現場担当者に周知・徹底されてい</p>	<p>表 2 - (2) - ⑤</p> <p>表 2 - (2) - ⑥</p> <p>表 2 - (2) - ⑦</p>

ないことが考えられる。

ウ 効果的な指導

(7) 文書指導・監督処分

今回、当局が、国道事務所等における文書指導・監督処分の状況を調査したところ、不法占用が長期化している物件が過半数を占めているにもかかわらず、文書指導さらには道路法第71条に基づく監督処分が行われていないものがみられた。

このことについて、該当の2国道事務所等では、i) 口頭での指導を何度実施すれば文書指導（警告、勧告等）を行う等の文書指導の実施方法が分からない、ii) 勧告の内容や、どのような行政指導を何度実施すれば監督処分を検討する等の基準、また、「悪質」の判断基準が分からないとしている。

上記の原因として、文書指導の発出する具体的な例や、段階的な是正指導の進め方が長期的に示されていないことが考えられる。直轄国道の占用物件は、i) 占用許可可能物件及び是正後占用許可可能物件については、既に許可を受けた人からは占用料を徴収している一方で、占用料を徴収しておらず不公平感を与える結果となっていること、ii) 占用許可不可能物件については、設置自体が認められておらず歩行者等の通行の支障となるものであることから、早急かつ計画的な取組が求められている。

(4) 合同パトロール

今回、当局が、国道事務所等における合同パトロールを調査したところ、関係機関として警察と連携して合同パトロールを実施しているものが2国道事務所等においてみられたものの、他の国道事務所等では他機関と連携した合同パトロールは実施していない。

なお、上記国道事務所等では、警察との合同パトロールの効果について、職員のみよりも警察と合同で行う方が指導の効果が高い、所有者等とのトラブル防止にもなり指導しやすいとしている。

【所見】

したがって、九州地方整備局は、不法占用に係る物件の効果的な指導を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 実施要領、道路部長通知の目的を現場担当者に周知・徹底させること。また、当該通知等に基づき、適切な是正指導等を行うよう担当職員を指導すること。
- ② 不法占用が長期化している物件については、文書による指導を徹底すること。また、当該指導を継続的、計画的に実施すること。
- ③ 警察等関係機関との連携を強化し、不法占用に特化した合同パトロールを計画的に実施すること。

表2-(2)-⑧

表 2 - (2) - ① 九州地方整備局不法占用物件調査等業務委託事務処理要領（平成 13 年 10 月 10 日付け国九整道政第 172 号）（抜粋）

1（目的）

この要領は、「道路占用適正化促進事業の執行について」（平成13年度8月31日付け国道利第9号）別添「道路占用適正化促進事業実施要領」に基づき、不法占用物件の実態把握、個別指導等を委託に付することにより、道路占用適正化促進事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

2（適用範囲）

業務委託の対象範囲は、次に掲げるものとする。

- ① 作業打合せ
- ② 現地確認調査
- ③ 物件測定
- ④ 不法占用物件台帳作成・補正
- ⑤ 不法占用状況図作成・補正
- ⑥ 占用許可申請書作成
- ⑦ 個別説明書等作成
- ⑧ 個別説明
- ⑨ 個別説明記録簿作成

3（契約方法）

- (1) 前記 2 に掲げる委託に付する業務は、原則として一括して委託契約を行うものとする。
- (2) 契約方法は、原則として会計法第29条の3第3項の規定に定めるところによるものとする。
- (3) 本業務を委託に付する場合の予定価格の算定は、「設計業務等委託料予定価格積算基準(案)統一単価」、「設計・調査及び測量業務積算基準及び標準歩掛」に定めるもののほか、別記 1 「不法占用物件調査等標準歩掛(案)」によるものとする。

4（契約書等）

契約書は、「調査業務等請負契約書」、仕様書は、別記 2 「不法占用物件調査等業務委託特記仕様書(案)」によるものとする。(なお、特記仕様書については、事務所において適宜修正して作成すること。)

5（監督及び検査）

監督及び検査は、「九州地方整備局請負工事監督検査事務処理要領」等に準じて行うものとする。

6、7（略）

(注) 下線は、当局が付した。

表 2 - (2) - ②

当初把握から 5 年以上経過している不法占用物件数

(単位：件)

国道事務所等	調査対象とした不法占用物件数	左のうち、把握から 5 年以上経過した不法占用物件数		調査対象とした物件の抽出範囲
			うち、10 年以上の物件数	
福岡国道事務所	351	201 (57.3%)	92 (26.2%)	管内の国道 3 号 (福岡維持出張所管内)、208 号及び 209 号の全不法占用物件
北九州国道事務所	全 750	417 (55.6%)	135 (18.0%)	
佐賀国道事務所	全 315	181 (57.5%)	—	
長崎河川国道事務所	167	54 (32.3%)	—	大村維持出張所管内の不法占用物件 (長崎市内分)
熊本河川国道事務所	全 1,030	586 (56.9%)	—	
大分河川国道事務所	116	81 (69.8%)	60 (51.7%)	大分維持出張所管内の国道 10 号 (大分市・別府市分)
宮崎河川国道事務所	全 376	—	—	

(注) 1 不法占用物件台帳からの集計結果による。

2 物件数欄の「—」は、今回当局において未調査であることを表す。

3 物件数欄の () 内は「調査対象とした不法占用物件数」に対する比率である。

表 2 - (2) - ③ 不法占用の長期化物件に対して職員による指導の記録がなく、数年間隔で業者による個別説明を繰り返し行っている例

国道事務所名	内 容
福岡国道事務所	<p>福岡国道事務所の国道 3 号（福岡維持出張所管内分）、208 号及び 209 号の当初把握から 5 年以上経過している不法占有物件 201 件から 20 件を抽出し、その指導状況をみたところ、いずれも、職員による指導が記録されていない。また、これらの中から当初把握から 10 年以上経過している 10 件についてみたところ、委託業者による個別説明（パンフレット等を持参しての制度説明等）が 3 年から 4 年の間隔で行われているのみであり、職員による指導も行われているか不明となっている。</p> <p>このことについて、福岡国道事務所では、毎年、実施することが好ましいと思われるが、3 年間で管内の直轄国道の不法占有物件の把握・指導を行うという方針（毎年、対象の国道路線及び区域を変更）の下、配分される予算を考慮して実施区間を決定せざるを得ないこと、国道事務所及び維持出張所の職員が移動型物件だけでなく固定型物件についても指導を行うことは、体制上、困難であることによるとしている。</p>
北九州国道事務所	<p>北九州国道事務所管内の全不法占有物件台帳のうち、当初把握から 5 年以上経過しているもの 417 件から 20 件を抽出し、指導状況をみたところ、いずれも職員による指導が記録されていない。また、これらの中から、当初把握から 10 年以上経過している 9 件についてみたところ、委託業者による個別説明が、3 件が 3 年から 4 年、6 件が 2 年から 3 年の間隔で行われているのみであり、職員による指導も行われているか不明となっている。</p> <p>このことについて、北九州国道事務所では、3 年間で管内の直轄国道上の不法占有物件の把握・指導を行うという方針（2 年間は把握を行い、残りの 1 年で指導等実施）の下、配分される予算を考慮して実施区間を決定せざるを得ないこと、職員が適正化事業により把握した固定型物件を対象として指導を行うことは、体制上、困難であることによるとしている。</p>

（注）当局の調査結果による。

表 2 - (2) - ④ 不法占用の長期化物件に対して職員同行による個別説明等がほとんど行われておらず個別説明等の回数も低調な例

国道事務所名	内 容
佐賀国道事務所	<p>国道 3 号及び 34 号の不法占有物件（鳥栖維持出張所管内）となっている自家用看板、日除け及び家屋 56 件を抽出し、把握後の経過年数をみたところ、10 年以上経過しているものが 17 件となっている。</p> <p>これら 17 件について、その指導状況をみたところ、委託業者による個別説明等に職員が同行した実績があるものは 1 件（1 回）のみとなっている。また、個別説明等の回数をみたところ、5 回以下のものが 7 件（41.2%）みられた。これらの中には、i）把握した年度（平成 9 年度）に個別説明が 1 回行われた後、平成 24 年 5 月現在まで個別説明等が 1 度も行われていないものが 1 件、ii）把握した年度（平成 9 年度）に個別説明が行われた後、10 年以上経過して 2 回目の個別説明が行われているものが 2 件（うち 1 件は占有許可不可能物件）となっている。</p>

（注）当局の調査結果による。

表2-1(2)-⑤

維持出張所における「職員による現地指導」の実施状況

(単位：回、件)

維持出張所名 (国道事務所等)	年間回数 (月平均回数)			年間指導件数			年間是正件数 (物件数)			指導した物件の内容等
	21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度	
○福岡維持出張所 (福岡)	26 (2.17)	37 (3.08)	13 (1.08)	247	390	146	236	26	87	放置自転車・バイク、置き看板、のぼり旗、屋台
瀬高維持出張所 (福岡)	6 (0.50)	16 (1.33)	10 (0.83)	148	82	58	130	158	64	のぼり旗、のぼり旗基礎、タイヤ、立看板、貼りのぼり旗、のぼり旗基礎、立看板、移動式看板、貼り紙等
久留米維持出張所 (福岡)	15 (1.25)	8 (0.67)	9 (0.75)	65	32	10	34	23	33	置き看板、のぼり旗、商品、貼り紙等
福岡西維持出張所 (福岡)	18 (1.50)	23 (1.91)	15 (1.25)	176	143	162	620	312	314	のぼり旗、横断幕、立看板等
○八幡維持出張所 (北九州)	4 (0.33)	4 (0.33)	1 (0.08)	11	10	1	25	45	17	移動式看板、のぼり旗、横断幕等
行橋維持出張所 (北九州)	5 (0.42)	5 (0.42)	2 (0.17)	62	25	2	14	9	2	のぼり旗、横断幕、立看板等
筑豊維持出張所 (北九州)	4 (0.33)	3 (0.25)	3 (0.25)	16	8	9	45	8	9	立看板等の移動型物件
○鳥栖維持出張所 (佐賀)	14 (1.17)	15 (1.25)	14 (1.17)	21	29	44	41	102	119	不法占用対策報告書の「特記事項」欄に記載なし。
武雄維持出張所 (佐賀)	2 (0.17)	0 (0.00)	3 (0.25)	15	0	22	15	0	103	不法占用対策報告書の「特記事項」欄に記載なし。
唐津維持出張所 (佐賀)	11 (0.92)	7 (0.58)	6 (0.50)	17	17	19	30	76	43	自家用看板、置き看板、商品置き場等
○大村維持出張所 (長崎)	22 (1.83)	12 (1.00)	9 (0.75)	157	95	64	75	33	29	不法占用対策報告書の「特記事項」欄に記載なし。
佐世保国道維持出張所 (長崎)	20 (1.67)	20 (1.67)	4 (0.33)	218	213	139	138	58	29	不法占用対策報告書の「特記事項」欄に記載なし。
小浜維持出張所 (長崎)	12 (1.00)	11 (0.92)	2 (0.17)	40	26	11	22	10	5	自家用看板、日除け、照明、移動式看板、のぼり旗等
○熊本維持出張所 (熊本)	9 (0.75)	12 (1.00)	11 (0.92)	87	91	39	140	19	81	自家用看板、日除け、家屋、ベンチ、のぼり旗等
山鹿維持出張所 (熊本)	23 (1.92)	13 (1.08)	7 (0.58)	122	80	41	132	16	38	自家用看板、照明、置き看板、立看板、のぼり旗等
阿蘇国道維持出張所 (熊本)	8 (0.67)	7 (0.58)	7 (0.58)	51	23	16	22	30	16	

維持出張所名 (国道事務所等)	年間回数 (月平均回数)			年間指導件数			年間正件数 (物件数)			指導した物件の内容等
	21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度	21年度	22年度	23年度	
八代維持出張所 (熊本)	5 (0.42)	6 (0.50)	8 (0.67)	21	35	24	10	13	58	立看板、置き看板、カーブミララー、家屋、植栽、のぼり旗等
○大分維持出張所 (大分)	17 (1.42)	7 (0.58)	11 (0.92)	24	25	41	22	24	46	移動式看板、乗入口、のぼり旗、横断幕、無許可工事等
中津維持出張所 (大分)	21 (1.75)	16 (1.33)	18 (1.50)	24	25	18	22	24	18	移動式看板、立看板、のぼり旗等
日田維持出張所 (大分)	16 (1.33)	5 (0.42)	8 (0.67)	62	5	39	71	2	3	基礎付き看板、立看板、植木、橋梁下物置、倉庫等
○宮崎維持出張所 (宮崎)	30 (2.50)	29 (2.42)	25 (2.08)	54	35	29	6	5	46	自家用看板、日除け、のぼり旗、立看板等
日南国道維持 出張所 (宮崎)	15 (1.25)	25 (2.08)	26 (2.17)	24	49	30	1	11	10	不法水道管、日除け (移動式)
都城国道維持 出張所 (宮崎)	31 (2.58)	29 (2.42)	15 (1.25)	73	31	29	8	12	5	不法占用対策報告書の「特記事項」欄に記載なし。

- (注) 1 国道事務所等の不法占用対策報告書 (四半期報告) 及び当局の調査結果による。
2 「維持出張所」欄の○印を付した維持出張所は、実地調査した維持出張所であることを示す。
3 「年間回数」欄の網掛けは、職員による現地指導の回数が月平均1回未満であることを示す。
4 「指導した物件の内容等」欄は、実地調査した維持出張所以外については、不法占用対策報告書の「特記事項」欄に記載されているものを掲載した。

表 2 - (2) - ⑥ 「職員による現地指導」の実施件数が3年間一度も標準回数を満たしていない例

維持出張所名	内 容
八幡維持出張所	<p>職員による現地指導は移動型物件のみを対象として実施している。</p> <p>実施回数については、平成 21 年度及び 22 年度が 4 回、23 年度が 1 回となっており、3 年度間の月平均の実施回数が 0.1 ないし 0.3 回となっている。</p> <p>この理由について、八幡維持出張所では、「職員による現地指導は、道路巡回で把握した物件のうち巡回中の限られた時間では是正指導を行うことが困難な物件や行政相談で把握した物件を対象として実施しているためである。」としている。</p> <p>また、北九州国道事務所では、「職員による現地指導については、維持出張所で実施しており、実施状況について報告を受けているが、実施内容については各維持出張所に任せており、指導は行っていない。なお、九州地方整備局からも指導を受けていない。」としている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑦ 職員による現地指導の内容が、所有権放棄されたと認められる物件（放置自転車・バイク）の撤去が中心となっている例

維持出張所名	内 容
福岡維持出張所	<p>移動型物件を対象として「職員による現地指導」を実施している。</p> <p>実施回数は、平成 21 年度が 26 回、22 年度が 37 回、23 年度が 13 回となっている。</p> <p>平成 23 年度の 13 回における指導内容をみると、約 7 割に当たる 9 回が放置自転車・バイクの撤去となっており（指導件数で見ると、全指導件数 146 件の 97.3% に当たる 142 件）、放置自転車の撤去については、取扱通知においては、維持作業（清掃）の実施内容とされている。なお、残り 4 回については、のぼり旗、置き看板及び移動式自家用看板を対象として実施されている。</p> <p>福岡維持出張所では、「管内では、駐輪場以外への放置が目につくことから、放置自転車・バイクの撤去を中心に実施している。放置自転車・バイクの撤去については、自転車・バイクに警告書（期限までに撤去しない場合は投棄とみなし撤去処分する。）を貼付していることから、職員による現地指導として計上している。」としている。</p> <p>福岡国道事務所では、「職員による現地指導については、維持出張所で実施しており、実施状況について報告を受けているが、実施内容については各維持出張所に任せており、指導は行っていない。なお、九州地方整備局に報告しているが指導を受けていない。」としている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑧

警察との合同パトロールの実施例

国道事務所等	内 容
福岡国道事務所	<p>毎年、福岡国際マラソンの開催前（12 月頃）に、マラソンコースの一部である国道 202 号（約 7.8km）において、徒歩により、福岡県警（南、西及び早良警察署）との合同パトロールを実施している。</p> <p>平成 23 年度の把握・指導実績は、置き看板 32 件、のぼり旗 46 件、立看板 1 件、商品置き場 4 件、その他 24 件となっている。</p> <p>福岡国道事務所では、職員のみよりも警察と合同で行う方が指導の効果が高いとしている。</p>
長崎河川国道事務所	<p>毎年 1 回、8 月の道路ふれあい月間中に、国道 34 号（長崎市中心部）において、徒歩により長崎河川国道事務所、大村維持出張所が長崎警察署と合同パトロールを実施している（平成 21 年度：2.0km、22 年度：1.1km、23 年度：1.6km）。また、国道 35 号においても同事務所、佐世保国道維持出張所が佐世保警察署と合同パトロールを実施している（平成 21 年度：2.1km、22 年度：2.1km、23 年度：2.1km）。</p> <p>長崎河川国道事務所では、通常の道路巡回と比べて、警察と合同で指導を行うことにより、不法占用物件の所有者等とのトラブル防止にもなり、指導しやすいとしている。</p>

（注）当局の調査結果による。

